

(案)

平成 19 年度における独立行政法人等の業務の
実績に関する評価の結果（契約の適正化に係
るもの）について

平成 21 年 1 月

政策評価・独立行政法人評価委員会

(案)

平成 19 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する
評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

平成 21 年 1 月 7 日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 大橋 洋治

- 1 本日、当委員会は、平成 19 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果のうち、契約の適正化に係るものについて意見を取りまとめ、各府省の独立行政法人評価委員会等に通知しました。
- 2 政府は、国の機関や独立行政法人の契約の競争性・透明性を高めるなど、契約事務の一層の適正化に取り組んでいます。これは行政に対する信頼の回復のために大変重要なことです。独立行政法人評価は、この契約事務の適正化の取組の中で強化すべき監視機能として位置づけられており、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）においても、入札・契約の適正な実施についての厳正なチェックが求められています。
- 3 そこで、当委員会は、今年度の取組に当たり、独立行政法人評価分科会に随意契約等評価臨時検討チームを設置し、昨年 9 月に取りまとめた「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」を基に、入札・契約事務の実績に係る各府省評価委員会等の評価についての検証・評価を、通常の毎年度の業務実績の評価とは分けて重点的に行いました。
- 4 その結果は、総じて言えば、各府省評価委員会の多くが契約事務についての評価に取り組んだことが認められるものの、契約事務のルールを定める規程類や、随意契約、入札の現状についての分析・評価が、さらに踏み込むべきところを残しているものや、まだ十分に国民に対して分かりやすく説明するものとなっていないものが少なくないというものでした。
- 5 具体的な事柄は、各府省評価委員会に通知する評価結果に記しますが、各府省評価委員会等におかれては、政府の取組の趣旨を十分踏まえ、当該評価結果を活かして、今後の契約事務の実績に係る評価に取り組んでいただきますようお願いいたします。また、国民の皆様には、独立行政法人における入札・契約の一層の適正化のために、この取組についても御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

目 次

平成 19 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する 評価の結果（契約の適正化に係るもの）について（案）

内閣府独立行政法人評価委員会	1
総務省独立行政法人評価委員会	9
外務省独立行政法人評価委員会	17
財務省独立行政法人評価委員会	25
文部科学省独立行政法人評価委員会	35
厚生労働省独立行政法人評価委員会	45
農林水産省独立行政法人評価委員会	55
経済産業省独立行政法人評価委員会	65
国土交通省独立行政法人評価委員会	73
環境省独立行政法人評価委員会	83
防衛省独立行政法人評価委員会	91
日本司法支援センター評価委員会	97
各府省評価委員会等に共通して送付する資料	103
資料 独立行政法人の一般競争入札における 1 者応札の状況	103
参考資料 1 入札・契約の適正化に係る評価における関心事項	111
参考資料 2 独立行政法人における契約の適正化について（依頼）	113

内閣府独立行政法人評価委員会

政 委 第 号
平成 21 年 1 月 7 日

内閣府独立行政法人評価委員会

委員 長 大 森 彌 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

平成 19 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する
評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

当委員会は、平成 20 年 8 月 29 日付けをもって貴委員会から通知のあった「内閣府所管「独立行政法人国立公文書館」の平成 19 年度における業務の実績に関する評価結果について」等のうち契約の適正化に係る評価の結果に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

今後、貴委員会におかれては、本意見を活かし、国民の行政に対する信頼回復のために、政府が契約事務の一層の適正化に取り組んでいる趣旨を十分踏まえ、厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いします。

平成 19 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について（案）

1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会の関心事項

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成 19 年 11 月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）においては、「随意契約見直し計画^{（注）}の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」（平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム。以下「関心事項」という。参考資料 1 参照）を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。関心事項においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況等に係る評価、また、個々の契約の合規性等に係る監事等のチェックプロセスのフォローなどを示したところである。

（注） 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19

年8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

2 内閣府所管独立行政法人における契約状況

平成19年度における内閣府所管独立行政法人における契約の状況は、別表のとおりである。

平成19年度の内閣府所管独立行政法人全体における競争性のない随意契約は、18年度と比較して、約24.57億円、103件減少し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合も金額で35ポイント、件数で16ポイント減少している。

また、内閣府所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める1者応札の状況は、別表のとおり、52件(43%)となっており、各法人の主たる事業類型ごとの状況については資料のとおりである。

3 平成19年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)についての意見

平成19年度における内閣府所管4法人(国立公文書館、国民生活センター、北方領土問題対策協会、沖縄科学技術研究基盤整備機構)の業務の実績に関する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果(以下「評価結果」という。)について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、各法人の業務特性、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて留意されたい。

(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性について、内閣府所管4法人すべてについて、評価結果において、「一般競争入札の拡大については、随意契約の限度額基準を国と同一基準にするとともに、「随意契約見直し計画」を平成19年12月20日決定し、

順次見直しを進めている。」旨の言及などがなされている。

しかしながら、3法人については、表3-1のとおり、会計規程等において、国の契約の基準と異なる規定が設けられているが、このような規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及されていない状況がみられた。

例えば、国の場合、随意契約によることができる具体的要件が定められているが、独立行政法人の場合、随意契約要件として、「業務運営上必要があると認められるとき」と具体的に定められていない条項(いわゆる「包括的随契条項」)が規定されているものがある。同条項は安易に適用された場合の弊害が大きいと考えられ、法人の業務の特性等を踏まえてあらかじめ想定される随意契約にならざるを得ないものについてはできる限り具体的に定めるべきであり、その規定の整備内容の適切性について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考えられる。

したがって、貴委員会は、契約に係る規程類の整備内容の適切性を確保する観点から、今後の評価に当たって、国の契約の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡。参考資料2参照)をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表3-1) 国の契約の基準と異なる会計規程等の規定

独立行政法人名	会計規程等の規定
国立公文書館	<ul style="list-style-type: none">・「独立行政法人国立公文書館会計規程」(平成13年4月2日規程第6号)において、随意契約要件として「業務運営上必要がある場合」と具体的に定められていない条項がある。・「独立行政法人国立公文書館契約事務取扱細則」(平成13年4月2日館長達第11号)において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準(10日)より短縮できるとしている。・同事務取扱細則において、予定価格の作成の省略に関する取

独立行政法人名	会計規程等の規定
	<p>扱いのうち金額に係る基準(200万円以下)を国の金額基準(100万円以下)より高く設定している。</p>
<p>北方領土問題対策協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人北方領土問題対策協会契約事務取扱細則」(平成15年10月1日施行)において、随意契約要件として「その他随意契約とする特別の理由があると随意契約審査委員会が認めるとき」と具体的に定められていない条項がある。 ・同事務取扱細則において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準(10日)より短縮できるとしている。 ・同事務取扱細則において、予定価格の作成の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準(150万円以下)を国の金額基準(100万円以下)より高く設定している。
<p>沖縄科学技術研究基盤整備機構</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構契約事務取扱規則」(平成17年9月1日平成17年規則第4号)において、随意契約要件として「その他理事が随意契約とする特別の事由があると認めるとき」と具体的に定められていない条項がある。 ・同事務取扱規則において、随意契約要件として「国、地方公共団体その他の公益法人と契約するとき」とあるとおり、契約の内容等の範囲を限定せずに、公益法人であることのみを要件として随意契約を行うことができるとする条項がある。 ・同事務取扱規則において、予定価格の作成の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準(200万円未満)を国の金額基準(100万円以下)より高く設定している。

- (注) 1 独立行政法人の会計規程等に基づき、当委員会が作成した。
2 会計規程等において、国の契約の基準と異なる条項が設けられているが、評価結果において、この条項を設けることの適切性について言及されていない法人について、本表に掲載している。

(2) 随意契約見直し計画の実施・進捗^{ちよく}状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関して、内閣府所管4法人に

については、評価結果において、「随意契約の比率の減少が確認できる。また、企画競争等を除く「競争性のない随意契約」については、大きく改善していることが確認できる。」旨の言及などがなされている。

しかしながら、1法人については、表3-2のとおり当該法人における競争性のない随意契約の金額について平成19年度実績が18年度実績と比較して増加しているにもかかわらず、この原因等の検証結果が、評価結果において言及されていないとの状況がみられた。

したがって、今後の随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関する評価に当たっては、随意契約の金額が増加している原因等の検証結果についても評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表3-2) 平成19年度の競争性のない随意契約の金額が18年度実績の金額と比較して増加している独立行政法人の状況

法人名	金額 18年度→19年度 (+増分)
北方領土問題対策協会	0.43億円→0.44億円 (+0.01億円)

- (注) 1 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」(平成20年7月4日総務省行政管理局)に基づき、当委員会が作成した。
 2 平成19年度の競争性のない随意契約の金額が18年度実績と比較して増加しているが、評価結果においてその検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。
 3 金額の数値は、百万円未満を四捨五入している。

(3) 個々の契約の合規性等に関する評価結果

(一般競争入札における1者応札率が高い法人に関する評価結果)

【沖縄科学技術研究基盤整備機構】

- 本法人については、表3-3)及び資料のとおり、①平成19年度における一般競争入札のうち応札者が1者の件数が2者以上の件数を超過(1者応札率が50%を超過)している、かつ、②本法人の1者応札率について本法人が該当する法人類型の平均の1者応札率を超過している。一般競争入札は契約の競争性・透明性を高めるという意義を有するものであり、特に、1者応札率が高い法人については競争性・透明性の

確保の理由等の説明を踏まえた検証が必要であると考え、評価結果において言及されていない。

今後の個々の契約の合規性等に係る評価に当たって、一般競争入札において1者応札率が高い法人については、法人の業務を勘案した上で、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

表3－(3) 平成19年度における一般競争入札における1者応札件数等について

独立行政法人名	1者応札件数	2者以上の応札件数	1者応札率	該当する類型の平均1者応札率
沖縄科学技術研究基盤整備構	40件	30件	57.1%	特定事業執行型：38.6%

- (注) 1 各独立行政法人の平成19年度における随意契約見直し計画のフォローアップに基づき、当委員会が作成した。
- 2 1者応札率とは、一般競争入札のうち、応札者が1者である件数の割合をいう。
- 3 「該当する類型の平均1者応札率」欄については、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)における事務・事業等の類型(公共事業執行型、助成事業等執行型、資産債務型、研究開発型、特定事業執行型、政策金融型の6類型)に基づき、該当する類型の全法人の平均1者応札率を記載している。
- 4 ①平成19年度における一般競争入札のうち応札者が1者の件数が2者以上の件数を超過(1者応札率が50%を超過)している、かつ、②本法人の1者応札率について本法人が該当する法人類型の平均の1者応札率を超過している法人のうち、評価結果において競争性・透明性の観点からの理由等の説明がなされていない法人について、本表に掲載している。

別表 内閣府所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数、下段：金額(億円)）						一般競争入札における1者応札件数(%)／一般競争入札件数	関連法人	
	平成18年度			平成19年度				関連法人数注3	関連法人との契約がある法人注4
	競争性のある契約注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
国立公文書館	31	56	87	32	51	83	9(38%) ／24件	0	
	11.66	3.95	15.61	5.03	2.85	7.89			
国民生活センター	32	53	85	28	47	75	2(8%) ／24件	0	
	3.93	13.00	16.93	4.56	5.19	9.75			
北方領土問題対策協会	5	2	7	6	6	12	1(25%) ／4件	1	
	0.21	0.43	0.64	0.59	0.44	1.03			
沖縄科学技術研究基盤整備機構	42	217	259	88	121	209	40(57%) ／70件	0	
	25.72	23.45	49.18	81.74	7.78	89.53			
合計 (内閣府)	110 (25%)	328 (75%)	438 (100%)	154 (41%)	225 (59%)	379 (100%)	52(43%) ／122件		
	41.52 (50%)	40.83 (50%)	82.36 (100%)	91.92 (85%)	16.26 (15%)	108.20 (100%)			
	36,618 (36%)	65,235 (64%)	101,853 (100%)	43,224 (46%)	50,797 (54%)	94,021 (100%)			
合計 (独立行政法人全体)	11,523.83 (52%)	10,484.13 (48%)	22,007.93 (100%)	14,907.13 (60%)	9,829.43 (40%)	24,736.56 (100%)	10,768(45%) ／24,168件		
	36,618 (36%)	65,235 (64%)	101,853 (100%)	43,224 (46%)	50,797 (54%)	94,021 (100%)			
	11,523.83 (52%)	10,484.13 (48%)	22,007.93 (100%)	14,907.13 (60%)	9,829.43 (40%)	24,736.56 (100%)			

(注)

- 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」（平成20年7月4日総務省行政管理局）等に基づき、当委員会が作成した。なお、同資料では郵便貯金・簡易生命保険管理機構は対象外となっているため、合計（独立行政法人全体）には、当該機構の数値は含まれていない。
- 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 関連法人数は、平成19年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の合計数を記載している。
- 各法人の平成19年度の財務諸表を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載している。
- 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

総務省独立行政法人評価委員会

政 委 第 号
平成 21 年 1 月 7 日

総務省独立行政法人評価委員会

委員長 堀 部 政 男 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 大 橋 洋 治

平成 19 年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する
評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

当委員会は、平成 20 年 8 月 29 日付けをもって貴委員会から通知のあった「総務省所管独立行政法人（平和祈念事業特別基金、情報通信研究機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構及び統計センター）の平成 19 年度業務実績評価の結果の通知について」のうち契約の適正化に係る評価の結果に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

今後、貴委員会におかれては、本意見を活かし、国民の行政に対する信頼回復のために、政府が契約事務の一層の適正化に取り組んでいる趣旨を十分踏まえ、厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いします。

平成 19 年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について（案）

1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会の関心事項

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成 19 年 11 月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下、「整理合理化計画」という。）においては、「随意契約見直し計画^{（注）}の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」（平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム。以下「関心事項」という。参考資料 1 参照）を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。関心事項においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況等に係る評価、また、個々の契約の合規性等に係る監事等のチェックプロセスのフォローなどを示したところである。

（注） 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19 年

8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

2 総務省所管独立行政法人における契約状況

平成19年度における総務省所管独立行政法人における契約の状況は、別表のとおりである。

平成19年度の総務省所管独立行政法人全体における競争性のない随意契約は、18年度と比較して、約32.52億円、345件減少し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合も金額で17ポイント、件数で18ポイント減少している。

また、総務省所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める1者応札の状況は、別表のとおり、491件(76%)となっており、各法人の主たる事業類型ごとの状況については資料のとおりである。

3 平成19年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)についての意見

平成19年度における契約の適正化に係る貴委員会の評価に当たっては、本格的な評価活動を行う前の平成20年6月の段階で、入札契約事務の実施状況に関する評価の視点を、貴委員会委員長名で各法人の評価の実務を担う分科会長宛に送付し、当該視点を踏まえて評価活動を行うという取組がなされている。

しかしながら、総務省所管4法人(情報通信研究機構、統計センター、平和祈念事業特別基金、郵便貯金・簡易生命保険管理機構)の業務の実績に関する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果(以下「評価結果」という。)について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、各法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて留意されたい。

(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性について、総務省所管4法人のうち、3法人については、評価結果において「契約事務細則を改正することにより一般競争入札等への拡大が図られている」旨の言及などがなされているが、統計センターについては、契約に係る規程類の整備内容の適切性について評価結果において言及されていない。

また、4法人ともに、表3-(1)のとおり、会計規程等において、国の契約と異なる基準が設けられているが、このような規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及されていない状況がみられた。

例えば、国の場合、随意契約によることができる具体的要件が定められているが、独立行政法人の場合、随意契約要件として「業務の運営上特に必要があるとき」と具体的に定められていない条項（いわゆる「包括的随契条項」）が規定されているものがある。同条項は安易に適用された場合の弊害が大きいと考えられ、法人の業務の特性等を踏まえてあらかじめ想定される随意契約にならざるを得ないものについては、できる限り具体的に定めるべきであり、その規定の整備内容の適切性について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考えられる。

したがって、貴委員会は、契約に係る規程類の整備内容の適切性を確保する観点から、

- ① 契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性についてより厳格に評価を行うとともに、評価結果において明らかにすべきである（統計センター）。
- ② 今後の評価に当たって、国の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡。参考資料2参照）をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表 3 - (1) 国の契約の基準と異なる会計規程等の規定

独立行政法人名	会計規程等の規定
統計センター※	<p>・独立行政法人統計センター契約事務取扱要領（平成 15 年 4 月 1 日施行）において、随意契約要件として「その他随意契約とする特別の理由があるとき」と具体的に定められていない条項がある。</p>
情報通信研究機構	<p>・「独立行政法人情報通信研究機構会計規程」（平成 16 年 4 月 1 日施行）及び「情報通信研究機構契約事務細則」（平成 16 年 4 月 1 日施行）において、随意契約要件として「その他事業運営上の特別の必要があるとき」と具体的に定められていない条項がある。</p> <p>・「情報通信研究機構契約事務細則」（平成 16 年 4 月 1 日施行）において、一般競争入札における公告期間を入札期日の前日ではなく入札期日から起算して 10 日前としている。</p> <p>・同契約事務細則において、予定価格の設定の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準（250 万円以下）に関して国の金額基準（100 万円以下）を上回っている。</p>
平和祈念事業特別基金	<p>・「独立行政法人平和祈念事業特別基金会計規程」（平成 15 年 10 月 1 日施行）において、随意契約要件として「前各号に規定するもののほか、業務の運営上特に必要があるとき」と具体的に定められていない条項がある。</p>
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	<p>・「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構契約手続」（平成 19 年 10 月 1 日施行）において、随意契約要件として「事業経営上の特別の必要に基づき、理事長の承認を得た契約を行うとき」と具体的に定められていない条項がある。</p>

- (注) 1 独立行政法人の会計規程等に基づき、当委員会が作成した。
- 2 会計規程等において、国の契約の基準と異なる条項が設けられているが、評価結果において、この条項を設けることの適切性について言及されていない法人について、本表に掲載している。
- 3 ※を付した法人は、評価結果において、契約に係る規程類の整備内容の適切性について言及されていない。
- 4 予定価格の作成について契約種類により金額に係る基準が異なる場合には最も高額なもの

を掲載している。

(2) 個々の契約の合規性等の関する評価結果

(関連法人に係る委託の妥当性に関する評価結果)

【平和祈念事業特別基金】

- ・ 本法人には、平成 19 年度末現在で関連法人が 3 法人あり、これらの 3 法人すべてについて、事業収入における本法人の発注割合が 100%でかつ競争性のない随意契約割合が 100%であるにもかかわらず、評価結果において、関連法人への業務委託について競争性のない随意契約で発注すること等の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、①競争性、透明性がより確保される契約方式へ移行する余地はないか、②予定価格を設定していないことによって、契約金額が過大になっていないか等を検証した上で、関連法人に対する業務委託を競争性のない随意契約で発注すること等の妥当性について評価結果において明らかにすべきである。

別表 総務省所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数、下段：金額(億円)）						一般競争入札における1者応札の割合(1者応札件数(%)／一般競争入札件数)	関連法人	
	平成18年度			平成19年度				関連法人数注4	関連法人との契約がある法人数注5
	競争性のある契約注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
情報通信研究機構	450 233.33	1,420 130.00	1,870 363.33	775 382.35	1,065 99.42	1,840 481.77	466(82%) ／566件	2	
統計センター	38 5.06	30 5.64	68 10.70	56 6.77	13 3.53	69 10.30	19(37%) ／51件	0	
平和祈念事業特別基金	21 4.20	52 7.85	73 12.06	38 65.22	73 7.52	111 72.74	4(20%) ／20件	3	○
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	— —	— —	— —	14 1.30	6 0.50	20 1.80	2(33%) ／6件	0	
合計 (総務省)	509 (25%) 242.59 (63%)	1,502 (75%) 143.49 (37%)	2,011 (100%) 386.09 (100%)	883 (43%) 455.64 (80%)	1,157 (57%) 110.97 (20%)	2,040 (100%) 566.61 (100%)	491(76%) ／643件		
合計 (独立行政法人全体)	36,618 (36%) 11,523.83 (52%)	65,235 (64%) 10,484.13 (48%)	101,853 (100%) 22,007.93 (100%)	43,224 (46%) 14,907.13 (60%)	50,797 (54%) 9,829.43 (40%)	94,021 (100%) 24,736.56 (100%)	10,768(45%) ／24,168件		

(注)

- 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」（平成20年7月4日総務省行政管理局）等に基づき、当委員会が作成した。なお、同資料では郵便貯金・簡易生命保険管理機構は対象外となっているため、合計（独立行政法人全体）には、当該機構の数値は含まれていない。
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構については、総務省提出資料に基づき、当委員会が作成した。
- 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 関連法人数は、平成19年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の合計数を記載している。
- 各法人の平成19年度の財務諸表を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載している。
- 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

外務省独立行政法人評価委員会

政 委 第 号
平成 21 年 1 月 7 日

外務省独立行政法人評価委員会

委員 長 南 直 哉 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

平成 19 年度における外務省所管独立行政法人の業務の実績に関する
評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

当委員会は、平成 20 年 8 月 29 日付けをもって貴委員会から通知のあった「外務省所管の独立行政法人の平成 19 年度における業務実績の評価について」のうち契約の適正化に係る評価の結果に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

今後、貴委員会におかれては、本意見を活かし、国民の行政に対する信頼回復のために、政府が契約事務の一層の適正化に取り組んでいる趣旨を十分踏まえ、厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いします。

平成 19 年度における外務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について（案）

1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会の関心事項

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成 19 年 11 月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）においては、「随意契約見直し計画^{（注）}の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」（平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム。以下「関心事項」という。参考資料 1 参照）を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。関心事項においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況等に係る評価、また、個々の契約の合規性等に係る監事等のチェックプロセスのフォローなどを示したところである。

（注） 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19

年8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

2 外務省所管独立行政法人における契約状況

平成19年度における外務省所管独立行政法人における契約の状況は、別表のとおりである。

平成19年度の外務省所管独立行政法人全体における競争性のない随意契約は、18年度と比較して、約101.82億円、861件減少し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合も金額で13ポイント、件数で10ポイント減少している。

また、外務省所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める1者応札の状況は、別表のとおり、37件(24%)となっており、各法人の主たる事業類型ごとの状況については資料のとおりである。

3 平成19年度における外務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)についての意見

平成19年度における外務省所管2法人(国際協力機構、国際交流基金)の業務の実績に関する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果(以下「評価結果」という。)について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、各法人の業務特性、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて留意されたい。

(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性について、外務省所管2法人のうち、国際協力機構については、評価結果において、「随意契約の見直し計画に従って、国の基準に合わせた規程改正を含め(中略)着実に実施した」旨の言及がなされているが、国際交流基金については、契約に係る規程類の整備内容の適切性について評

価結果において言及されていない。

また、上記2法人ともに、表3-(1)のとおり、会計規程等において、国の契約の基準と異なる規定が設けられているが、このような規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及されていない状況がみられた。

したがって、貴委員会は、契約に係る規程類の整備内容の適切性を確保する観点から、

- ① 契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性についてより厳格に評価を行うとともに、評価結果において明らかにすべきである（国際交流基金）。
- ② 今後の評価に当たって、国の契約の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡。参考資料2参照）をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表 3 - (1) 国の契約の基準と異なる会計規程等の規定

独立行政法人名	会計規程等の規定
国際交流基金※	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人国際交流基金会計細則」（平成 15 年 10 月 1 日施行）において、予定価格の作成の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準（250 万円以下）を国の金額基準（100 万円以下）より高く設定している。
国際協力機構	<ul style="list-style-type: none"> ・「一般契約事務取扱細則」（平成 15 年 10 月 1 日施行）において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準（10 日）より短縮できるとしている。 ・同契約事務取扱細則において、一般競争入札における公告期間を入札期日の前日ではなく入札期日から起算して 10 日前としている。 ・同契約事務取扱細則において、予定価格の作成の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準（250 万円以下）を国の金額基準（100 万円以下）より高く設定している。

- (注) 1 独立行政法人の会計規程等に基づき、当委員会が作成した。
 2 会計規程等において、国の契約の基準と異なる条項が設けられているが、評価結果において、この条項を設けることの適切性について言及されていない法人について、本表に掲載している。
 3 予定価格の作成について契約種類により金額に係る基準が異なる場合には最も高額なものを記載している。

(2) 随意契約見直し計画の実施・進捗^{ちよく}状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関して、国際協力機構については、評価結果において、「関連公益法人等との契約につき、18 年度実績に基づき見直しを行い、具体的な見直し計画を策定」した旨の言及がなされている。

しかしながら、国際交流基金については、表 3 - (2) のとおり、当該法人の随意契約見直し計画において、平成 19 年度内に取り組むこととしている事項についての取組状況に関する検証結果が、評価結果において言及されていない状況がみられた。

したがって、今後の評価に当たっては、随意契約見直し計画の実施・進捗状況等の検証結果についても評価結果において明らかにするよう留意

されたい。

**表 3 - (2) 随意契約見直し計画において、平成 19 年度内に取り組むこと
としている事項がある独立行政法人の状況**

法人名	平成 19 年度内に取り組むこととしている事項
国際交流基金 (平成 19 年 12 月までに措置)	・総合評価落札方式の導入拡大、ガイドライン策定。 ・プロジェクトチームの設置。

(注) 1 当委員会が作成した。

2 随意契約見直し計画において平成 19 年度内に取り組むこととしている事項があり、評価結果においてその取組状況の検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。

別表 外務省所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数、下段：金額(億円)）						一般競争入札における1者応札の割合(1者応札件数(%)／一般競争入札件数)	関連法人	
	平成18年度			平成19年度				関連法人数 注3	関連法人との契約がある法人
	競争性のある契約 注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
国際協力機構	2,349	2,785	5,134	2,420	1,990	4,410	19(20%) ／94件	8	○
	500.07	276.98	777.05	609.98	186.96	796.94			
国際交流基金	79	257	336	110	191	301	18(30%) ／61件	2	○
	9.91	29.35	39.26	10.86	17.55	28.40			
合計 (外務省)	2,428 (44%)	3,042 (56%)	5,470 (100%)	2,530 (54%)	2,181 (46%)	4,711 (100%)	37(24%) ／155件		
	509.98 (62%)	306.33 (38%)	816.31 (100%)	620.84 (75%)	204.51 (25%)	825.34 (100%)			
合計 (独立行政法人全体)	36,618 (36%)	65,235 (64%)	101,853 (100%)	43,224 (46%)	50,797 (54%)	94,021 (100%)	10,768(45%) ／24,168件		
	11,523.83 (52%)	10,484.13 (48%)	22,007.93 (100%)	14,907.13 (60%)	9,829.43 (40%)	24,736.56 (100%)			

(注)

- 1 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」（平成20年7月4日総務省行政管理局）等に基づき、当委員会が作成した。なお、同資料では郵便貯金・簡易生命保険管理機構は対象外となっているため、合計（独立行政法人全体）には、当該機構の数値は含まれていない。
- 2 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 3 関連法人数は、平成19年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の合計数を記載している。
- 4 各法人の平成19年度の財務諸表を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載している。
- 5 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

財務省独立行政法人評価委員会

政 委 第 号
平成 21 年 1 月 7 日

財務省独立行政法人評価委員会

委員 長 奥 村 洋 彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

平成 19 年度における財務省所管独立行政法人の業務の実績に関する
評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

当委員会は、平成 20 年 8 月 29 日付けをもって貴委員会から通知のあった
「財務省所管独立行政法人の平成 19 事業年度に係る業務の実績に関する評
価の結果について」のうち契約の適正化に係る評価の結果に関して、別紙の
とおり意見を取りまとめましたので、通知します。

今後、貴委員会におかれては、本意見を活かし、国民の行政に対する信頼
回復のために、政府が契約事務の一層の適正化に取り組んでいる趣旨を十分
踏まえ、厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いします。

平成 19 年度における財務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について（案）

1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会の関心事項

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成 19 年 11 月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）においては、「随意契約見直し計画^(注)の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」（平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム。以下「関心事項」という。参考資料 1 参照）を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。関心事項においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況等に係る評価、また、個々の契約の合規性等に係る監事等のチェックプロセスのフォローなどを示したところである。

（注） 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19

年8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

2 財務省所管独立行政法人における契約状況

平成19年度における財務省所管独立行政法人における契約の状況は、別表のとおりである。

平成19年度の財務省所管独立行政法人全体における競争性のない随意契約は、件数は18年度と比較して837件減少し、割合も20ポイント減少している。一方、金額については、約45.64億円増加し、割合も4ポイント増加しているが、これは、一部法人において競争性のない随意契約の金額が増加したことによるものである。

また、財務省所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める1者応札の状況は、別表のとおり、491件(39%)となっており、各法人の主たる事業類型ごとの状況については資料のとおりである。

3 平成19年度における財務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)についての意見

平成19年度における契約の適正化に係る貴委員会の評価に当たっては、評価を行うに当たり監事から監査の状況についてヒアリングを実施するなどの工夫がなされている。

しかしながら、財務省所管8法人(酒類総合研究所、造幣局、国立印刷局、通関情報処理センター、日本万国博覧会記念機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構)の業務の実績に関する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果(以下「評価結果」という。)について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、各法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて留意されたい。

(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性について、財務省所管 8 法人のうち、1 法人については、評価結果において、「随意契約によることができる基準の引き下げ、契約に関する情報の公表を行った」旨の言及などがなされているが、7 法人（酒類総合研究所、国立印刷局、通関情報処理センター、日本万国博覧会記念機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構）については、契約に係る規程類の整備内容の適切性について評価結果において言及されていない。

したがって、貴委員会は、契約に係る規程類の整備内容の適切性を確保する観点から、

- ① 契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性についてより厳格に評価を行うとともに、評価結果において明らかにすべきである（酒類総合研究所、国立印刷局、通関情報処理センター、日本万国博覧会記念機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構）。
- ② 今後の評価に当たって、国の契約の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡。参考資料 2 参照）をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

(2) 随意契約見直し計画の実施・進捗^{ちよく}状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関して、財務省所管 8 法人については、評価結果において、「監事からの報告によっても、随意契約を含む全契約案件につき管理責任者等にヒアリングを実施するなど契約の適正化に向けた取組が行われていることが確認できた」旨の言及などがなされている。

しかしながら、3 法人については、表 3 - (2) - ①及び②のとおり、①当該法人の随意契約見直し計画において、平成 19 年度内に取り組むこととしている事項についての取組状況に関する検証結果が、評価結果におい

て言及されていないとの状況や、②当該法人における競争性のない随意契約の金額について、19年度実績が18年度実績と比較して増加しているにもかかわらず、この原因等の検証結果が、評価結果において言及されていないとの状況がみられた。

したがって、今後の評価に当たっては、随意契約見直し計画の実施・進捗状況等の検証結果についても評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表3-(2)-① 随意契約見直し計画において、平成19年度内に取り組むこととしている事項がある独立行政法人の状況

法人名	平成19年度内に取り組むこととしている事項
住宅金融支援機構 (平成20年3月までに措置)	以下の取組に係る運用等を定める。 ・公募手続きの導入及び企画競争の本格的な導入 ・総合評価方式の導入（ガイドラインの策定、総合評価方式による一般競争入札規程の制定及びマニュアルの作成） ・複数年度契約の拡大 ・入札手続きの効率化

(注) 1 当委員会が作成した。

2 随意契約見直し計画において平成19年度内に取り組むこととしている事項があり、評価結果においてその取組状況の検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。

表3-(2)-② 平成19年度の競争性のない随意契約の金額が18年度実績の金額と比較して増加している独立行政法人の状況

法人名	金額
	18年度→19年度 (+増分)
通関情報処理センター	1.77億円→114.34億円 (+112.57億円)
農林漁業信用基金	0.32億円→0.86億円 (+0.54億円)

(注) 1 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」（平成20年7月4日総務省行政管理局）に基づき、当委員会が作成した。

2 平成19年度の競争性のない随意契約の金額が18年度実績と比較して増加しているが、評価結果においてその検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。

3 金額の数値は、百万円未満を四捨五入している。

(3) 個々の契約の合規性等に関する評価結果

ア 関連法人に係る委託の妥当性に関する評価結果

【国立印刷局】

- ・ 本法人には、平成 19 年度末現在で関連法人が 1 法人あり、当該法人との間で、競争性のない随意契約により「国立印刷局博物館の収蔵品の調査・研究等の請負契約」が締結されているにもかかわらず、評価結果において、当該業務委託契約の妥当性について言及されていない。平成 20 年度については、当該契約は締結されておらず（平成 21 年 1 月 7 日現在）、平成 19 年度限りと説明されているが、いずれにせよ、関連法人との間の契約がある場合においては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連法人との契約について、契約方式や応募（応札）条件等を十分に検証した上、競争性・透明性の確保の観点から、関連法人に対する業務委託契約の妥当性について評価結果において明らかにすべきである。

【住宅金融支援機構】

- ・ 本法人には、平成 19 年度末現在で関連法人が 5 法人あり、これらの法人のうち、システム開発等の契約に関して競争性のない随意契約により約 108.97 億円の委託契約がなされており、当該発注額が事業収入の大部分を占めているもの等があるにもかかわらず、評価結果において、関連法人への業務委託契約の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連法人との契約について、契約方式や応募（応札）条件等を十分に検証した上、競争性・透明性の確保の観点から、関連法人に対する業務委託契約の妥当性について評価結果において明らかにすべきである。

イ 一般競争入札における 1 者応札率が高い法人に関する評価結果

【国立印刷局】

- ・ 本法人については、表 3 - (3) 及び資料のとおり、①平成 19 年度における一般競争入札のうち応札者が 1 者の件数が 2 者以上の件数を超過（1 者応札率が 50%を超過）している、かつ、②本法人の 1 者応札率について本法人が該当する法人類型の平均の 1 者応札率を超過している。一般競争入札は契約の競争性・透明性を高めるという意義を有するものであり、特に、1 者応札率が高い法人については競争性・透明性の確保の観点からの理由等の説明を踏まえた検証が必要であると考えますが、評価結果において言及されていない。

今後の個々の契約の合規性等に係る評価に当たって、一般競争入札において 1 者応札率が高い法人については、法人の業務を勘案した上で、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

表 3 - (3) 平成 19 年度における一般競争入札における 1 者応札件数等について

独立行政法人名	1 者応札件数	2 者以上の応札件数	1 者応札率	該当する類型の平均 1 者応札率
国立印刷局	361 件	343 件	51.3%	特定事業執行型：38.6%

(注) 1 各独立行政法人の平成 19 年度における随意契約見直し計画のフォローアップに基づき、当委員会が作成した。

2 1 者応札率とは、一般競争入札のうち、応札者が 1 者である件数の割合をいう。

3 「該当する類型の平均 1 者応札率」欄については、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19 年 8 月 10 日閣議決定）における事務・事業等の類型（公共事業執行型、助成事業等執行型、資産債務型、研究開発型、特定事業執行型、政策金融型の 6 類型）に基づき、該当する類型の全法人の平均 1 者応札率を記載している。

4 ①平成 19 年度における一般競争入札のうち応札者が 1 者の件数が 2 者以上の件数を超過（1 者応札率が 50%を超過）している、かつ、②本法人の 1 者応札率について本法人が該当する法人類型の平均の 1 者応札率を超過している法人のうち、評価結果において競争性・透明

性の確保の観点からの理由等の説明がなされていない法人について、本表に掲載している。

ウ その他

【通関情報処理センター】

- ・ 本法人については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「一般競争入札において落札率が100%となっている事例が指摘されている。今後の評価に当たっては、一般競争入札における競争性の確保の観点から、その適正な実施について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。しかしながら、平成19年度の評価結果を見る限りにおいては、当該指摘を踏まえた評価が行われたことが明らかとなっていない。

本法人は、平成20年10月1日に特殊会社に移行しているが、当該会社の経営の効率化の観点からは、入札の適正実施や契約の適正化の重要性はより高まっていると考える。

ちなみに、「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律」の衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会の付帯決議においては、「特殊会社後においても業務の公共性にかんがみ、経営内容や調達状況についての情報公開、一般競争入札を基本とする透明性の高い調達手続について、現状を下回ることはないよう措置するとともに、天下り問題を惹起することのないよう努めること。」とされている。

貴委員会においては、当委員会からの一般競争入札の適正な実施についての評価が不十分であったとの指摘を踏まえ十分な評価を行うとともに、移行後の特殊会社において定款に基づき設置されている経営計画等を検討する第三者委員会において一般競争入札の適正な実施についての評価が行われるよう努めるべきである。

別表 財務省所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数、下段：金額(億円)）						一般競争入札における1者応札の割合(1者応札件数(%)／一般競争入札件数)	関連法人	
	平成18年度			平成19年度				関連法人数注3	関連法人との契約がある法人注4
	競争性のある契約注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
酒類総合研究所	22	39	61	41	8	49	22(55%) ／40件	0	
	1.74	0.81	2.55	2.40	0.77	3.17			
造幣局	261	127	388	298	62	360	60(21%) ／288件	0	
	94.02	22.71	116.73	69.94	18.35	88.29			
国立印刷局	413	1,112	1,525	790	635	1,425	361(51%) ／704件	1	○
	155.98	143.49	299.47	174.09	85.34	259.44			
通関情報処理センター	32	17	49	42	7	49	14(38%) ／37件	0	
	256.26	1.77	258.03	154.95	114.34	269.29			
日本万国博覧会記念機構	54	35	89	81	27	108	7(13%) ／52件	0	
	11.39	8.59	19.98	11.75	4.82	16.57			
農林漁業信用基金	2	9	11	9	13	22	1(14%) ／7件	0	
	0.06	0.32	0.38	0.52	0.86	1.38			
奄美群島振興開発基金	1	5	6	1	4	5	0(0%) ／0件	0	
	0.06	0.07	0.13	0.08	0.04	0.12			
住宅金融支援機構	237	1,181	1,418	358	932	1,290	26(20%) ／131件	5	○
	55.31	332.40	387.71	122.34	331.28	453.63			
合計 (財務省)	1,022 (29%)	2,525 (71%)	3,547 (100%)	1,620 (49%)	1,688 (51%)	3,308 (100%)	491(39%) ／1,259件		
	574.82 (53%)	510.16 (47%)	1,084.98 (100%)	536.07 (49%)	555.80 (51%)	1,091.89 (100%)			
合計 (独立行政法人全体)	36,618 (36%)	65,235 (64%)	101,853 (100%)	43,224 (46%)	50,797 (54%)	94,021 (100%)	10,768(45%) ／24,168件		
	11,523.83 (52%)	10,484.13 (48%)	22,007.93 (100%)	14,907.13 (60%)	9,829.43 (40%)	24,736.56 (100%)			

(注)

- 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」（平成20年7月4日総務省行政管理局）等に基づき、当委員会が作成した。なお、同資料では郵便貯金・簡易生命保険管理機構は対象外となっているため、合計（独立行政法人全体）には、当該機構の数値は含まれていない。
- 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 関連法人数は、平成19年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の合計数を記載している。
- 各法人の平成19年度の財務諸表を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載している。
- 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

文部科学省独立行政法人評価委員会

政 委 第 号
平成 21 年 1 月 7 日

文部科学省独立行政法人評価委員会

委員長 渡 邊 正 太 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 大 橋 洋 治

平成 19 年度における文部科学省所管独立行政法人等の業務の実績
に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

当委員会は、平成 20 年 8 月 28 日付けをもって貴委員会から通知のあった「平成 19 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」等のうち契約の適正化に係る評価の結果に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

今後、貴委員会におかれては、本意見を活かし、国民の行政に対する信頼回復のために、政府が契約事務の一層の適正化に取り組んでいる趣旨を十分踏まえ、厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いします。

平成 19 年度における文部科学省所管独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について（案）

1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会の関心事項

独立行政法人等が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成 19 年 11 月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。^{（注1）}以下「整理合理化計画」という。）においては、「随意契約見直し計画^{（注2）}の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人等の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」（平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム。以下「関心事項」という。参考資料 1 参照）を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。関心事項においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況等に係る評価、また、個々の契約の合規性等に係る監事等のチェックプロセスのフォローなどを示したところであ

る。

- (注) 1 日本私立学校振興・共済事業団については含まれない。
- 2 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成 19 年 8 月 10 日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

2 文部科学省所管独立行政法人等における契約状況

平成 19 年度における文部科学省所管独立行政法人等における契約の状況は、別表のとおりである。

平成 19 年度の文部科学省所管独立行政法人等全体における競争性のない随意契約は、18 年度と比較して、約 202.15 億円、3,649 件減少し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合も金額で 13 ポイント、件数で 10 ポイント減少している。

また、文部科学省所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める 1 者応札の状況は、別表のとおり、2,831 件 (55%) となっており、各法人の主たる事業類型ごとの状況については資料のとおりである。

3 平成 19 年度における文部科学省所管独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)についての意見

平成 19 年度における契約の適正化に係る貴委員会の評価に当たっては、関連公益法人との間の随意契約、落札率が高い契約及び応札者が 1 者であった契約について、関心事項に沿った検証を行うなどの工夫がなされている。

しかしながら、文部科学省所管 26 法人(国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立文化財機構、教員研修センター、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、メディア教育開発センター、日本原子力研究開発機構、日本

私立学校振興・共済事業団（助成業務）の業務の実績に関する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、各法人の業務特性（専門性を有する試験・研究法人等）、契約事務量（契約金額・件数等）及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて留意されたい。

(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性について、文部科学省所管 26 法人については、評価結果において、「契約方式、契約事務手続、公表事項等が規定された契約に係る規程類が適切に整備されている」旨の言及などがなされている。

しかしながら、6 法人については、表 3 - (1) のとおり、会計規程等において、国の契約の基準と異なる規定が設けられているが、このような規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及されていない状況がみられた。

例えば、国の場合、随意契約によることができる具体的要件が定められているが、独立行政法人の場合、随意契約要件として「業務運営上特に必要があるとき」と具体的に定められていない条項（いわゆる「包括的随契条項」）が規定されているものがある。同条項は安易に適用された場合の弊害が大きいと考えられ、法人の業務の特性等を踏まえてあらかじめ想定される随意契約にならざるを得ないものについてはできる限り具体的に定めるべきであり、その規定の整備内容の適切性について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考えられる。

したがって、貴委員会は、契約に係る規程類の整備内容の適切性を確保する観点から、今後の評価に当たって、国の契約の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡。参考資料 2 参照）をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表 3 - (1) 国の契約の基準と異なる会計規程等の規定

独立行政法人名	会計規程等の規定
物質・材料研究機構	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人物質・材料研究機構会計規程」（平成 13 年 4 月 5 日）において、随意契約要件として「その他、業務運営上特に必要があるとき」と具体的に定められていない条項がある。 ・「独立行政法人物質・材料研究機構契約事務細則」（平成 13 年 6 月 14 日）において、「少額の場合は指名競争契約に付することができる」などとしているのみで、指名競争契約限度額を明示していない。 ・「独立行政法人物質・材料研究機構契約事務細則」（平成 13 年 6 月 14 日）において、予定価格の作成の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準（300 万円未満）を国の金額基準（100 万円以下）より高く設定している。
放射線医学総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人放射線医学総合研究所契約事務取扱要領」（平成 13 年 4 月 1 日）において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準より短縮できるとしている。
国立美術館	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人国立美術館会計規則」（平成 13 年 4 月 2 日施行）において、随意契約要件として「事業経営上の特別の事由に基づき契約をするとき」と具体的に定められていない条項がある。 ・「独立行政法人国立美術館会計規則」（平成 13 年 4 月 2 日施行）において、予定価格の作成の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準（250 万円以下）を国の金額基準（100 万円以下）より高く設定している。
理化学研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・「契約事務取扱細則」（平成 15 年 10 月 1 日）において、随意契約要件として「その他事業運営上特に必要があるとき」と具体的に定められていない条項がある。 ・「契約事務取扱細則」（平成 15 年 10 月 1 日）において、予

独立行政法人名	会計規程等の規定
	定価格の作成の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準（250万円以下）を国の金額基準（100万円以下）より高く設定している。
宇宙航空研究開発機構	・「契約事務実施要領」（平成15年10月2日）において、随意契約要件として「その他、特に必要があるとき」と具体的に定められていない条項がある。
日本原子力研究開発機構	・「契約事務規程」（平成17年10月1日）において、随意契約要件として「その他随意契約とする特別の理由があるとき」と具体的に定められていない条項がある。 ・「契約事務規程」（平成17年10月1日）において、指名競争契約限度額（1,000万円以下）を国の金額基準（500万円以下）より高く設定している。

- (注) 1 独立行政法人等の会計規程等に基づき、当委員会が作成した。
2 会計規程等において、国の契約の基準と異なる条項が設けられているが、評価結果において、この条項を設けることの適切性について言及されていない法人について、本表に掲載している。
3 予定価格の作成及び指名競争契約限度額について契約種類により金額に係る基準が異なる場合には最も高額なものを記載している。

(2) 随意契約見直し計画の実施・進捗^{ちよく}状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関して、文部科学省所管 26 法人については、評価結果において、「「随意契約見直し計画」の達成に向け着実に推進されている」旨の言及などがなされている。

しかしながら、9 法人については、表 3 - (2) - ①及び②のとおり、①当該法人の随意契約見直し計画において、平成 19 年度内に取り組むこととしている事項についての取組状況に関する検証結果が、評価結果において言及されていないとの状況や、②当該法人における競争性のない随意契約の金額について、19 年度実績が 18 年度実績と比較して増加しているにもかかわらず、この原因等の検証結果が、評価結果において言及されていないとの状況がみられた。

したがって、今後の評価に当たっては、随意契約見直し計画の実施・進

捗状況等の検証結果についても評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表 3 - (2) - ① 随意契約見直し計画において、平成 19 年度内に取り組むこととしている事項がある独立行政法人の状況

法人名	平成 19 年度内に取り組むこととしている事項
国立科学博物館 (平成 19 年 12 月までに措置)	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年度契約の拡大 ・入札手続きの効率化
日本学生支援機構 (平成 19 年度中に措置)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式の導入拡大 ・企画競争の実施 ・複数年度契約の拡大 ・入札手続きの効率化
国立高等専門学校機構 (平成 19 年 12 月までに措置)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式による契約の導入拡大 ・競争性等を向上させた統一的な企画競争の導入 ・その他の委託契約等の取扱い ・契約事務体制の入札手続きの効率化
国立大学財務・経営センター (平成 19 年 12 月までに措置)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式の導入拡大 ・複数年度契約の拡大 ・入札手続きの効率化
メディア教育開発センター (平成 19 年 12 月までに措置)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式の導入拡大 ・複数年度契約の拡大 ・入札手続きの効率化 ・内部統制の強化

(注) 1 当委員会が作成した。

2 随意契約見直し計画において平成 19 年度内に取り組むこととしている事項があり、評価結果においてその取組状況の検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。

表 3 - (2) - ② 平成 19 年度の競争性のない随意契約の金額が 18 年度実績の金額と比較して増加している独立行政法人の状況

法人名	金額
	18 年度→19 年度 (+増分)
放射線医学総合研究所	59.42 億円→60.82 億円 (+1.40 億円)
国立美術館	28.20 億円→90.76 億円 (+62.56 億円)
日本芸術文化振興会	83.70 億円→84.21 億円 (+0.51 億円)

日本原子力研究開発機構	732.12 億円→732.46 億円 (+0.34 億円)
-------------	-----------------------------------

- (注) 1 「平成 19 年度における独立行政法人の契約状況について」(平成 20 年 7 月 4 日総務省行政管理局)に基づき、当委員会が作成した。
- 2 平成 19 年度の競争性のない随意契約の金額が 18 年度実績と比較して増加しているが、評価結果においてその検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。
- 3 金額の数値は、百万円未満を四捨五入している。

別表 文部科学省所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数、下段：金額(億円)）						一般競争入札における1者応札の割合(1者応札件数%/一般競争入札件数)	関連法人	
	平成18年度			平成19年度				関連法人数注3	関連法人との契約がある法人注4
	競争性のある契約注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
国立特別支援教育総合研究所	8 0.90	38 1.30	46 2.20	22 1.51	19 0.74	41 2.25	4(24%) /17件	0	
大学入試センター	31 20.07	112 35.29	143 55.36	51 23.97	32 26.70	83 50.68	16(37%) /43件	0	
国立青少年教育振興機構	90 20.67	321 20.31	411 40.98	157 37.33	211 19.22	368 56.55	60(41%) /148件	0	
国立女性教育会館	6 1.28	52 1.32	58 2.60	18 1.53	6 0.16	24 1.69	12(67%) /18件	0	
国立国語研究所	8 0.50	54 1.63	62 2.12	10 0.45	33 1.23	43 1.68	1(13%) /8件	0	
国立科学博物館	25 4.50	136 9.83	161 14.33	51 6.13	76 3.03	127 9.16	33(77%) /43件	2	○
物質・材料研究機構	159 30.67	832 34.53	991 65.20	277 57.42	796 31.36	1,073 88.78	214(79%) /271件	0	
防災科学技術研究所	88 25.22	444 103.60	532 128.82	175 34.77	279 28.77	454 63.55	107(64%) /167件	2	○
放射線医学総合研究所	163 42.82	707 59.42	870 102.24	276 39.03	567 60.82	843 99.85	172(64%) /268件	0	
国立美術館	61 13.31	387 28.20	448 41.38	103 14.42	197 90.76	300 105.18	38(43%) /88件	1	○
国立文化財機構	78 16.35	506 26.67	584 43.02	128 15.04	269 31.29	397 46.33	44(40%) /111件	0	
教員研修センター	89 8.89	59 4.10	148 12.99	91 6.42	55 3.48	146 9.91	11(37%) /30件	0	
科学技術振興機構	3,585 420.66	3,405 264.51	6,990 685.17	4,645 803.56	2,034 164.05	6,679 967.60	336(79%) /425件	4	○
日本学術振興会	6 1.19	145 10.09	151 11.27	61 5.00	107 9.37	168 14.38	13(22%) /59件	0	
理化学研究所	498 129.19	2,264 319.93	2,762 449.11	632 423.22	2,394 274.68	3,026 697.90	485(81%) /601件	2	○
宇宙航空研究開発機構	823 410.47	5,050 1,011.06	5,873 1,421.54	973 371.94	4,804 969.09	5,777 1,341.03	148(51%) /290件	4	○
日本スポーツ振興センター	116 100.82	99 20.64	215 121.46	177 71.23	61 11.84	238 83.08	74(47%) /159件	0	
日本芸術文化振興会	121 24.08	224 83.70	345 107.78	182 25.60	170 84.21	352 109.81	79(45%) /174件	4	○
日本学生支援機構	108 19.64	258 28.80	366 48.44	200 26.82	145 22.76	345 49.57	52(34%) /152件	0	
海洋研究開発機構	118 82.27	706 243.68	824 325.95	161 70.46	705 282.18	866 352.64	100(68%) /148件	2	○
国立高等専門学校機構	641 79.23	1,219 42.25	1,860 121.48	862 119.13	790 40.81	1,652 159.94	209(28%) /758件	0	
大学評価・学位授与機構	33 1.83	79 2.09	112 3.92	51 4.39	91 0.63	142 5.02	22(47%) /47件	0	
国立大学財務・経営センター	14 2.25	65 2.01	79 4.26	28 2.36	18 0.42	46 2.77	9(35%) /26件	0	
メディア教育開発センター	23 3.54	131 5.80	154 9.34	46 8.48	8 0.67	54 9.15	20(49%) /41件	0	
日本原子力研究開発機構	1,506 273.62	5,745 732.12	7,251 1,005.74	2,050 580.71	5,522 732.46	7,572 1,313.16	572(53%) /1088件	7	○
合計 (文部科学省)	8,398 (27%) 1,733.97 (36%)	23,038 (73%) 3,092.88 (64%)	31,436 (100%) 4,826.70 (100%)	11,427 (37%) 2,750.92 (49%)	19,389 (63%) 2,890.73 (51%)	30,816 (100%) 5,641.66 (100%)	2,831(55%) /5,180件		
合計 (独立行政法人全体)	36,618 (36%) 11,523.83 (52%)	65,235 (64%) 10,484.13 (48%)	101,853 (100%) 22,007.93 (100%)	43,224 (46%) 14,907.13 (60%)	50,797 (54%) 9,829.43 (40%)	94,021 (100%) 24,736.56 (100%)	10,768(45%) /24,168件		

(注)

- 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」（平成20年7月4日総務省行政管理局）等に基づき、当委員会が作成した。なお、同資料では郵便貯金・簡易生命保険管理機構は対象外となっているため、合計（独立行政法人全体）には、当該機構の数値は含まれていない。
- 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 関連法人数は、平成19年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の合計数を記載している。
- 各法人の平成19年度の財務諸表を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載している。
- 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

厚生労働省独立行政法人評価委員会

政 委 第 号
平成 21 年 1 月 7 日

厚生労働省独立行政法人評価委員会
委員長 井原 哲夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 大橋 洋治

平成 19 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に
関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

当委員会は、平成 20 年 8 月 18 日付けをもって貴委員会から通知のあった「厚生労働省の所管する独立行政法人の平成 19 年度の業務実績の評価結果について」等のうち契約の適正化に係る評価の結果に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

今後、貴委員会におかれては、本意見を活かし、国民の行政に対する信頼回復のために、政府が契約事務の一層の適正化に取り組んでいる趣旨を十分踏まえ、厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いします。

平成 19 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について（案）

1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会の関心事項

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成 19 年 11 月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）においては、「随意契約見直し計画^{（注）}の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」（平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム。以下「関心事項」という。参考資料 1 参照）を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。関心事項においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況等に係る評価、また、個々の契約の合規性等に係る監事等のチェックプロセスのフォローなどを示したところである。

（注） 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19

年8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

2 厚生労働省所管独立行政法人における契約状況

平成19年度における厚生労働省所管独立行政法人における契約の状況は、別表のとおりである。

平成19年度の厚生労働省所管独立行政法人全体における競争性のない随意契約は、18年度と比較して、約219.74億円、2,540件減少し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合も金額で6ポイント、件数で8ポイント減少している。

また、厚生労働省所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める1者以下応札の状況は、別表のとおり、3,457件(39%)となっており、各法人の主たる事業類型ごとの状況については資料のとおりである。

3 平成19年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)についての意見

平成19年度における厚生労働省所管14法人(国立健康・栄養研究所、労働安全衛生総合研究所、勤労者退職金共済機構、高齢・障害者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、医薬基盤研究所、年金・健康保険福祉施設整理機構、年金積立金管理運用)の業務の実績に関する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果(以下「評価結果」という。)について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、各法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて留意されたい。

(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性について、厚生労働省所管 14 法人のうち、8 法人については、評価結果において、「随意契約の見直しについて、国と同様の基準となるよう所要の規程の整備を行っていることは評価できる」旨の言及などがなされているが、6 法人（勤労者退職金共済機構、福祉医療機構、労働政策研究・研修機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、医薬基盤研究所）については、契約に係る規程類の整備内容の適切性について評価結果において言及されていない。

また、2 法人については、表 3－(1)のとおり、会計規程等において、国の契約の基準と異なる規定が設けられているが、このような規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及されていない状況がみられた。

例えば、国の場合、随意契約によることができる具体的要件が定められているが、独立行政法人の場合、随意契約要件として「前各号に掲げる場合のほか、事業経営上特に必要があると認めたとき」と具体的に定められていない条項（いわゆる「包括的随契条項」）が規定されているものがある。同条項は安易に適用された場合の弊害が大きいと考えられ、法人の業務の特性等を踏まえてあらかじめ想定される随意契約にならざるを得ないものについてはできる限り具体的に定めるべきであり、その規定の整備内容の適切性について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考えられる。

したがって、貴委員会は、契約に係る規程類の整備内容の適切性を確保する観点から、

- ① 契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性についてより厳格に評価を行うとともに、評価結果において明らかにすべきである（勤労者退職金共済機構、福祉医療機構、労働政策研究・研修機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、医薬基盤研究所）。
- ② 今後の評価に当たって、国の契約の基準と異なる規定については、「独

立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡。参考資料 2 参照）をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表 3－(1) 国の契約の基準と異なる会計規程等の規定

独立行政法人名	会計規程等の規定
福祉医療機構※	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人福祉医療機構会計施行細則」（平成 15 年 10 月 1 日）において、随意契約要件として「事業経営上特に必要があると認めたとき」と具体的に定められていない条項がある。 ・「政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等の調達手続を定める規程」（平成 15 年 10 月 1 日規程第 25 号）において、政府調達協定に係る案件（予定価格 1,700 万円以下の調達契約）の公告期間・媒体について定めがある以外は、公告期間・公告媒体について定めがない。
国立病院機構※	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則」（平成 16 年 4 月 1 日細則第 6 号）において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間について 10 日より短縮できるとしている。

- (注) 1 独立行政法人の会計規程等に基づき、当委員会が作成した。
 2 会計規程等において、国の契約の基準と異なる条項が設けられているが、評価結果において、この条項を設けることの適切性について言及されていない法人について、本表に掲載している。
 3 ※を付した法人は、評価結果において、契約に係る規程類の整備内容の適切性について言及されていない。

(2) 随意契約見直し計画の実施・進捗^{ちよく}状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関して、厚生労働省所管 14 法人については、評価結果において、「随意契約比率については前年を下回ったが、依然としてその比率は高いと考えられるため、平成 19 年 12 月に策定した「随意契約見直し計画」を速やかに実施するなど、見直しを一層促進することが望まれる」旨の言及などがなされている。

しかしながら、4 法人については、表 3－(2)のとおり当該法人におけ

る競争性のない随意契約の金額について平成 19 年度実績が 18 年度実績と比較して増加しているにもかかわらず、この原因等の検証結果が、評価結果において言及されていないとの状況がみられた。

したがって、今後の随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関する評価に当たっては、随意契約の金額が増加している原因等の検証結果についても評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表 3 - (2) 平成 19 年度の競争性のない随意契約の金額が 18 年度実績の金額と比較して増加している独立行政法人の状況

法人名	金額
	18 年度→19 年度 (+増分)
労働安全衛生総合研究所	1.98 億円→2.11 億円 (+0.13 億円)
勤労者退職金共済機構	30.77 億円→34.67 億円 (+3.90 億円)
医薬品医療機器総合機構	18.44 億円→27.76 億円 (+9.32 億円)
年金・健康保険福祉施設整理機構	4.09 億円→4.56 億円 (+0.47 億円)

(注) 1 「平成 19 年度における独立行政法人の契約状況について」(平成 20 年 7 月 4 日総務省行政管理局)に基づき、当委員会が作成した。

2 平成 19 年度の競争性のない随意契約の金額が 18 年度実績と比較して増加しているが、評価結果においてその検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。

3 金額の数値は、百万円未満を四捨五入している。

(3) 個々の契約の合規性等に関する評価結果

ア 関連法人に係る委託の妥当性に関する評価結果

【雇用・能力開発機構】

- ・ 本法人には、平成 19 年度末現在で関連法人が 3 法人あり、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画Ⅲ-2-(1)-②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連公益法人に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである」との指

摘を行っている。しかしながら、財団法人雇用振興協会と雇用促進住宅の管理運営等について約 294.20 億円の業務委託契約がなされており、当該発注額が関連法人における事業収入の大部分を占めているにもかかわらず、評価結果において、関連法人への業務委託契約の妥当性について言及されていない。

今後の評価に当たっては、整理合理化計画において「雇用促進住宅の管理運営に係る（財）雇用振興協会への委託業務については、随意契約を改め、平成 20 年度はブロック単位、平成 21 年度以降は都道府県単位ごとの競争性のある入札方式へ移行する」とされていることを踏まえ、真に競争性が確保されているかという観点から厳格に評価すべきである。

イ 一般競争入札における 1 者応札率が高い法人に関する評価結果

【労働者健康福祉機構】

- ・ 本法人については、表 3 - (3) 及び資料のとおり、①平成 19 年度における一般競争入札のうち応札者が 1 者の件数が 2 者以上の件数を超過（1 者応札率が 50%を超過）している、かつ、②本法人の 1 者応札率について本法人が該当する法人類型の平均の 1 者応札率を超過している。一般競争入札は契約の競争性・透明性を高めるという意義を有するものであり、特に、1 者応札率が高い法人については競争性・透明性の確保の観点からの理由等の説明を踏まえた検証が必要であると考えますが、評価結果において言及されていない。

今後の個々の契約の合規性等に係る評価に当たって、一般競争入札において 1 者応札率が高い法人については、法人の業務を勘案した上で、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

表3－(3) 平成19年度における一般競争入札における1者以下の応札件数等について

独立行政法人名	1者応札件数	2者以上の応札件数	1者応札率	該当する類型の平均1者応札率
労働者健康福祉機構	1,089件	886件	55.1%	資産債務型：37.6% 特定事業執行型：38.6%

- (注) 1 各独立行政法人の平成19年度における随意契約見直し計画のフォローアップに基づき、当委員会が作成した。
- 2 1者応札率とは、一般競争入札のうち、応札者が1者である件数の割合をいう。
- 3 「該当する類型の平均1者応札率」欄については、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)における事務・事業等の類型(公共事業執行型、助成事業等執行型、資産債務型、研究開発型、特定事業執行型、政策金融型の6類型)に基づき、該当する類型の全法人の平均1者応札率を記載している。
- 4 ①平成19年度における一般競争入札のうち応札者が1者の件数が2者以上の件数を超過(1者応札率が50%を超過)している、かつ、②本法人の1者応札率について本法人が該当する法人類型の平均の1者応札率を超過している法人のうち、評価結果において競争性・透明性の確保の観点からの理由等の説明がなされていない法人について、本表に掲載している。

別表 厚生労働省所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数、下段：金額(億円)）						一般競争入札における1者応札の割合(1者応札件数(%) / 一般競争入札件数)	関連法人	
	平成18年度			平成19年度				関連法人数 注3	関連法人との契約がある法人 注4
	競争性のある契約 注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
国立健康・栄養研究所	14 0.50	15 0.45	29 0.95	20 0.47	11 0.34	31 0.82	7(35%) /20件	0	
労働安全衛生総合研究所	55 9.77	63 1.98	118 11.76	64 5.95	42 2.11	106 8.06	41(65%) /63件	0	
勤労者退職金共済機構	41 5.82	213 30.77	254 36.58	97 9.52	141 34.67	238 44.19	6(14%) /42件	0	
高齢・障害者雇用支援機構	126 17.11	333 102.24	459 119.35	194 21.54	223 93.72	417 115.26	64(43%) /148件	49	○
福祉医療機構	22 3.13	54 27.46	76 30.59	45 5.84	50 24.38	95 30.23	4(10%) /40件	1	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	9 1.33	36 2.27	45 3.60	32 4.84	30 1.32	62 6.16	0(0%) /0件	1	○
労働政策研究・研修機構	83 6.38	69 4.11	152 10.50	76 7.70	61 3.19	137 10.89	14(20%) /69件	0	
雇用・能力開発機構	1,081 154.19	6,295 662.50	7,376 816.69	1,541 130.37	5,610 648.53	7,151 778.90	563(40%) /1,405件	3	○
労働者健康福祉機構	1,283 307.77	2,693 782.00	3,976 1,088.77	2,057 497.73	1,569 579.10	3,626 1,076.83	1,089(55%) /1975件	3	○
国立病院機構	6,686 1,513.43	3,600 536.00	10,286 2,049.43	6,092 1,644.03	3,145 544.04	9,237 2,188.07	1,881(33%) /5,712件	0	
医薬品医療機器総合機構	33 8.11	89 18.44	122 26.55	66 10.91	131 27.76	197 38.67	25(42%) /59件	0	
医薬基盤研究所	258 102.02	116 25.91	374 127.93	305 104.33	59 17.16	364 121.49	43(48%) /90件	8	○
年金・健康保険福祉施設整理機構	21 2.44	64 4.09	85 6.54	70 19.72	46 4.56	116 24.28	7(11%) /64件	0	
年金積立金管理運用	8 0.42	67 11.13	75 11.55	21 6.15	49 8.73	70 14.88	1(14%) /7件	0	
合計 (厚生労働省)	9,720 (41%)	13,707 (59%)	23,427 (100%)	10,680 (49%)	11,167 (51%)	21,847 (100%)	3,745(39%) /9,694件		
	2,132.42 (49%)	2,209.35 (51%)	4,340.79 (100%)	2,469.10 (55%)	1,989.61 (45%)	4,458.73 (100%)			
合計 (独立行政法人全体)	36,618 (36%)	65,235 (64%)	101,853 (100%)	43,224 (46%)	50,797 (54%)	94,021 (100%)	10,768(45%) /24,168件		
	11,523.83 (52%)	10,484.13 (48%)	22,007.93 (100%)	14,907.13 (60%)	9,829.43 (40%)	24,736.56 (100%)			

(注)

- 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」（平成20年7月4日総務省行政管理局）等に基づき、当委員会が作成した。なお、同資料では郵便貯金・簡易生命保険管理機構は対象外となっているため、合計（独立行政法人全体）には、当該機構の数値は含まれていない。
- 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 関連法人数は、平成19年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の合計数を記載している。
- 各法人の平成19年度の財務諸表を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載している。
- 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

農林水産省独立行政法人評価委員会

政 委 第 号
平成 21 年 1 月 7 日

農林水産省独立行政法人評価委員会
委員長 松 本 聰 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 大 橋 洋 治

平成 19 年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に
関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

当委員会は、平成 20 年 8 月 28 日付けをもって貴委員会から通知のあった
「独立行政法人の平成 19 事業年度における業務実績の評価結果について」
のうち契約の適正化に係る評価の結果に関して、別紙のとおり意見を取りま
とめましたので、通知します。

今後、貴委員会におかれては、本意見を活かし、国民の行政に対する信頼
回復のために、政府が契約事務の一層の適正化に取り組んでいる趣旨を十分
踏まえ、厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いします。

平成19年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について（案）

1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会の関心事項

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成19年11月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）においては、「随意契約見直し計画^{（注）}の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」（平成20年9月5日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム。以下「関心事項」という。参考資料1参照）を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。関心事項においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況等に係る評価、また、個々の契約の合規性等に係る監事等のチェックプロセスのフォローなどを示したところである。

（注） 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成19

年8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

2 農林水産省所管独立行政法人における契約状況

平成19年度における農林水産省所管独立行政法人における契約の状況は、別表のとおりである。

平成19年度における農林水産省独立行政法人全体における競争性のない随意契約は、18年度と比較して、約55.44億円、1,717件減少し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合も金額で7ポイント、件数で21ポイント減少している。

また、農林水産省所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める1者応札の状況は、別表のとおり、851件(41%)となっており、各法人の主たる事業類型ごとの状況については資料のとおりである。

3 平成19年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)についての意見

平成19年度における契約の適正化に係る貴委員会の評価に当たっては、①評価を行うに当たり監事から監査の状況についてヒアリングを実施し、②評価結果において契約の適正化に関する質問及びそれに対する法人の回答を添付するなどの工夫がなされている。

しかしながら、農林水産省所管14法人(農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、水産大学校、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、緑資源機構)の業務の実績に関する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果(以下「評価結果」という。)について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、各法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能

しているかについて留意されたい。

(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性について、農林水産省所管の14法人については、評価結果において、「随意契約ができる限度額を国の基準となるよう所要の規程の整備を行っていることは評価できる」旨の言及などがなされている。

しかしながら、10法人については、表3-1のとおり、会計規程等において、国の契約の基準と異なる規定が設けられているが、このような規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及されていない状況がみられた。

例えば、公益法人であることのみを要件として随意契約を行うことができるとする条項が規定されているものがある。同条項は安易に適用された場合の弊害が大きいと考えられ、法人の業務の特性等を踏まえてあらかじめ想定される随意契約とならざるを得ないものについてはできる限り具体的に定めるべきであり、その規定の整備内容の適切性について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考えられる。

したがって、貴委員会は、契約に係る規程類の整備内容の適切性を確保する観点から、今後の評価に当たって、国の契約の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡。参考資料2参照）をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表3-1 国の契約の基準と異なる会計規程等の規定

独立行政法人名	会計規程等の規定
農林水産消費安全技術センター	・「独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱規程」（平成13年4月1日施行）において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準（10日）より短縮できるとしている。

独立行政法人名	会計規程等の規定
	<ul style="list-style-type: none"> ・同契約事務取扱規程及び「独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱要領」（平成13年4月1日施行）において、予定価格の作成の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準（250万円以下）を国の基準（100万円以下）より高く設定している。
種苗管理センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人種苗管理センター契約事務取扱規程」（平成13年4月1日施行）において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準（10日）より短縮できるとしている。
家畜改良センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人家畜改良センター契約事務取扱規程」（平成13年4月1日施行）において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準（10日）より短縮できるとしている。
農業生物資源研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人農業生物資源研究所契約事務実施規則」（平成18年4月1日施行）において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準（10日）より短縮できるとしている。 ・同契約事務実施規則において、予定価格の作成の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準（250万円以下）を国の金額基準（100万円以下）より高く設定している。
農業環境技術研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人農業環境技術研究所契約事務取扱規程」（平成13年4月1日施行）において、予定価格の作成の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準（250万円以下）を国の金額基準（100万円以下）より高く設定している。
国際農林水産業研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人国際農林水産業研究センター契約事務取扱規程」（平成13年4月2日施行）において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準

独立行政法人名	会計規程等の規定
	<p>(10日)より短縮できるとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同契約事務取扱規程において、予定価格の作成の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準(250万円以下)を国の金額基準(100万円以下)より高く設定している。
森林総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人森林総合研究所契約事務取扱規程」(平成13年4月2日施行)において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準(10日)より短縮できるとしている。
水産総合研究センター	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人水産総合研究センター契約事務取扱規程」(平成13年4月1日施行)において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準(10日)より短縮できるとしている。
農畜産業振興機構	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則」(平成15年10月1日施行)において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準(10日)より短縮できるとしている。 同契約事務細則において、随意契約の要件として「国、地方公共団体、その他の公法人又は公益法人と契約するとき」とあり、契約内容等の範囲を限定せずに、公益法人であることのみを要件として随意契約を行うことができるとする条項がある。
農業者年金基金	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人農業者年金基金会計規程実施細則」(平成15年10月1日施行)において、随意契約の要件として「国、地方公共団体その他の公法人又は公益事業を目的とする法人との間で契約するとき」とあり、契約内容等の範囲を限定せずに、公益法人であることのみを要件として随意契約を行うことができるとする条項がある。

(注) 1 独立行政法人の会計規程等に基づき、当委員会が作成した。

2 会計規程等において、国の契約の基準と異なる条項が設けられているが、評価結果において、

- この条項を設けることの適切性について言及されていない法人について、本表に掲載している。
- 3 予定価格の作成について契約種類により金額に係る基準が異なる場合には最も高額なものを記載している。

(2) 随意契約見直し計画の実施・進捗^{ちよく}状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関して、農林水産省所管 14 法人については、評価結果において、「随意契約見直し計画を速やかに実施するなど見直しを一層促進することが望まれる」旨の言及などがなされている。

しかしながら、6 法人については、表 3 - (2) - ①及び②のとおり、①当該法人の随意契約見直し計画において、平成 19 年度内に取り組むこととしている事項についての取組状況に関する検証結果が、評価結果において言及されていないとの状況や、②当該法人における競争性のない随意契約の金額について、19 年度実績が 18 年度実績と比較して増加しているにもかかわらず、この原因等の検証結果が、評価結果において言及されていないとの状況がみられた。

したがって、今後の評価に当たっては、随意契約見直し計画の実施・進捗状況等の検証結果についても評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表 3 - (2) - ① 随意契約見直し計画において、平成 19 年度内に取り組むこととしている事項がある独立行政法人の状況

法人名	平成 19 年度内に取り組むこととしている事項
農業生物資源研究所 (平成 20 年 3 月を目途に作成予定)	・総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成
水産総合研究センター (平成 20 年 3 月を目途に作成予定)	・総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成

(注) 1 当委員会が作成した。

2 随意契約見直し計画において平成 19 年度内に取り組むこととしている事項があり、評価結果においてその取組状況の検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。

表 3 - (2) - ② 平成 19 年度の競争性のない随意契約の金額が 18 年度実績の金額と比較して増加している独立行政法人の状況

法人名	金額 18 年度→19 年度 (+増分)
農業・食品産業技術総合研究機構	68.22 億円→69.82 億円 (+1.60 億円)
農業環境技術研究所	7.87 億円→15.81 億円 (+7.94 億円)
国際農林水産業研究センター	2.35 億円→4.02 億円 (+1.67 億円)
森林総合研究所	18.74 億円→18.76 億円 (+0.02 億円)

(注) 1 「平成 19 年度における独立行政法人の契約状況について」(平成 20 年 7 月 4 日総務省行政管理局)に基づき、当委員会が作成した。

2 平成 19 年度の競争性のない随意契約の金額が 18 年度と比較して増加しているが、評価結果においてその検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。

3 金額の数値は、百万円未満を四捨五入している。

(3) 個々の契約の合規性等に関する評価結果

(関連法人に係る委託の妥当性に関する評価結果)

【農業生物資源研究所】

- 本法人には、平成 19 年度末現在で関連公益法人が 1 法人あり、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画Ⅲ-2-(1)-②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連公益法人等に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである」との指摘を行っている。しかしながら、当該関連公益法人と研究業務の一部について業務委託契約がなされているにもかかわらず(発注額:約 9 億円、関連公益法人における事業収入に占める当法人の発注額割合:58.4%)、評価結果において、これに関連する評価指標は設定されているものの、関連公益法人への業務委託契約の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、関連公益法人との契約について、競争

性・透明性の確保の観点から、当該関連公益法人に対する業務委託契約の妥当性についての検証結果を評価結果において明らかにすべきである。

別表 農林水産省所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数、下段：金額(億円)）						一般競争入札における1者応札の割合(1者応札件数%/一般競争入札件数)	関連法人	
	平成18年度			平成19年度				関連法人数注3	関連法人との契約がある法人注4
	競争性のある契約注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
農林水産消費安全技術センター	35 22.77	112 3.92	147 26.70	82 5.79	46 1.45	128 7.23	34(44%) /77件	0	
種苗管理センター	35 2.66	21 1.18	56 3.84	41 3.54	23 0.89	64 4.43	4(11%) /36件	0	
家畜改良センター	38 3.62	183 9.11	221 12.74	177 15.43	113 4.39	290 19.83	25(18%) /139件	0	
水産大学校	28 3.62	68 1.68	96 5.30	34 4.69	10 0.29	44 4.98	7(22%) /32件	0	
農業・食品産業技術総合研究機構	728 114.13	1,922 68.22	2,650 182.35	1,304 138.53	1,307 69.82	2,611 208.35	434(52%) /838件	12	○
農業生物資源研究所	52 30.10	543 37.64	595 67.75	176 23.83	378 37.11	554 60.94	82(56%) /146件	1	○
農業環境技術研究所	9 2.15	184 7.87	193 10.01	48 12.31	249 15.81	297 28.12	26(57%) /46件	0	
国際農林水産業研究センター	16 1.22	97 2.35	113 3.57	54 3.47	73 4.02	127 7.48	18(38%) /47件	0	
森林総合研究所	36 9.00	485 18.74	521 27.74	100 11.72	374 18.76	474 30.47	44(50%) /88件	1	○
水産総合研究センター	153 18.72	1,033 70.11	1,186 88.83	438 84.25	436 18.41	874 102.66	116(36%) /324件	0	
農畜産業振興機構	73 57.59	59 7.60	132 65.20	90 117.72	35 6.19	125 123.91	14(26%) /53件	27	
農業者年金基金	14 1.32	33 5.80	47 7.12	14 1.48	20 4.68	34 6.16	4(31%) /13件	0	
農林漁業信用基金	2 0.06	9 0.32	11 0.38	9 0.52	13 0.86	22 1.38	1(14%) /7件	0	
緑資源機構	526 285.15	103 6.10	629 291.25	269 207.58	58 2.52	327 210.10	42(18%) /238件	1	
合計 (農林水産省)	1,745 (26%)	4,852 (74%)	6,597 (100%)	2,836 (47%)	3,135 (53%)	5,971 (100%)	851(41%) /2,084件		
	552.11 (70%)	240.64 (30%)	792.78 (100%)	630.86 (77%)	185.20 (23%)	816.04 (100%)			
合計 (独立行政法人全体)	36,618 (36%)	65,235 (64%)	101,853 (100%)	43,224 (46%)	50,797 (54%)	94,021 (100%)	10,768(45%) /24,168件		
	11,523.83 (52%)	10,484.13 (48%)	22,007.93 (100%)	14,907.13 (60%)	9,829.43 (40%)	24,736.56 (100%)			

(注)

- 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」（平成20年7月4日総務省行政管理局）等に基づき、当委員会が作成した。なお、同資料では郵便貯金・簡易生命保険管理機構は対象外となっているため、合計（独立行政法人全体）には、当該機構の数値は含まれていない。
- 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 関連法人数は、平成19年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の合計数を記載している。
- 各法人の平成19年度の財務諸表を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載している。
- 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

經濟産業省独立行政法人評価委員会

政 委 第 号
平成 21 年 1 月 7 日

経済産業省独立行政法人評価委員会

委員 長 木 村 孟 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

平成 19 年度における経済産業省所管独立行政法人の業務の実績に
関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

当委員会は、平成 20 年 8 月 29 日付けをもって貴委員会から通知のあった「経済産業省所管の独立行政法人の平成 19 年度及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果について」等のうち契約の適正化に係る評価の結果に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

今後、貴委員会におかれては、本意見を活かし、国民の行政に対する信頼回復のために、政府が契約事務の一層の適正化に取り組んでいる趣旨を十分踏まえ、厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いいたします。

平成 19 年度における経済産業省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について（案）

1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会の関心事項

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成 19 年 11 月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）においては、「随意契約見直し計画^{（注）}の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」（平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム。以下「関心事項」という。参考資料 1 参照）を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。関心事項においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況等に係る評価、また、個々の契約の合規性等に係る監事等のチェックプロセスのフォローなどを示したところである。

（注） 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19

年8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

2 経済産業省所管独立行政法人における契約状況

平成19年度における経済産業省所管独立行政法人における契約の状況は、別表のとおりである。

平成19年度の経済産業省所管独立行政法人全体における競争性のない随意契約は、18年度と比較して、約155.07億円、1,844件減少し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合も金額で5ポイント、件数で8ポイント減少している。

また、経済産業省所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める1者応札の状況は、別表のとおり、870件(47%)となっており、各法人の主たる事業類型ごとの状況については資料のとおりである。

3 平成19年度における経済産業省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)についての意見

平成19年度における契約の適正化に係る貴委員会の評価に当たっては、①関連法人との間の契約、②応札者が1者であった契約、③落札率が高い契約について、関心事項に沿った検証を行うなどの工夫がなされている。

しかしながら、経済産業省所管11法人(経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、原子力安全基盤機構、情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構)の業務の実績に関する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果(以下「評価結果」という。)について、以下のとおり改善すべき点がみられた。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、各法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて留意されたい。

(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性に関して、経済産業省所管 11 法人については、評価結果において、「規程類の整備が適切になされ、契約情報の公表による透明化、国の基準に合わせた随意契約基準の見直しによる競争性の向上が着実に進展していることなどを評価する」旨の言及などがなされている。

しかしながら、6 法人については、表 3 - (1) のとおり、会計規程等において、国の契約の基準と異なる規定が設けられているが、このような規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及されていない状況がみられた。

例えば、国の場合、随意契約によることができる具体的要件が定められているが、独立行政法人の場合、随意契約要件として「業務の運営上特に必要があるとき」と具体的に定められていない条項（いわゆる「包括的随契条項」）が規定されているものがある。同条項は安易に適用された場合の弊害が大きいと考えられ、法人の業務の特性等を踏まえてあらかじめ想定される随意契約にならざるを得ないものについてはできる限り具体的に定めるべきであり、その規定の整備内容の適切性について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考えられる。

したがって、貴委員会は、契約に係る規程類の整備内容の適切性を確保する観点から、今後の評価に当たって、国の契約の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡。参考資料 2 参照）をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表 3 - (1) 国の契約の基準と異なる会計規程等の規定

独立行政法人名	会計規程等の規定
工業所有権情報・研修館	・「独立行政法人工業所有権情報・研修館会計規程」（平成 18 年 7 月 1 日施行）において、随意契約要件として「業務の運営上特に必要があるとき」と具体的に定められていない条項があ

独立行政法人名	会計規程等の規定
	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人工業所有権情報・研修館契約事務取扱要領」（平成13年4月1日施行）において、急を要する場合又は契約の性質上必要がないと認められる場合は、一般競争入札における公告期間を国の基準（10日）より短縮できるとしている。
製品評価技術基盤機構	<ul style="list-style-type: none"> ・「契約事務取扱規程」（平成13年4月1日施行）において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準（10日）より短縮できるとしている。
日本貿易振興機構	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札における公告の方法に関する規定がない。
原子力安全基盤機構	<ul style="list-style-type: none"> ・「契約事務取扱要領」（平成15年10月1日施行）において、随意契約要件として「契約担当職が業務運営上特に必要があると認めた場合」と具体的に定められていない条項がある。 ・同取扱要領において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準（10日）より短縮できるとしている。
情報処理推進機構	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人情報処理推進機構会計規程細則」（平成19年3月28日施行）において、随意契約要件として「事業運営上、特に必要があるとき」と具体的に定められていない条項がある。 ・同細則において、急を要する場合は、入札準備に支障のない範囲でその期間を短縮することができるとしている。
中小企業基盤整備機構	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領」（平成16年9月3日施行）において、随意契約要件として「業務運営上特に必要がある認める場合」と具体的に定められていない条項がある。 ・同取扱要領において、随意契約要件として「公益法人与契約をするとき」とあるとおり、契約の内容等の範囲を限定せずに、公益法人であることのみを要件として随意契約を行うことができるとする条項がある。

独立行政法人名	会計規程等の規定
	・同取扱要領において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準(10日)より短縮できるとしている。

- (注) 1 独立行政法人の会計規程等に基づき、当委員会が作成した。
2 会計規程等において、国の契約の基準と異なる条項が設けられているが、評価結果において、この条項を設けることの適切性について言及されていない法人について、本表に掲載している。

(2) 随意契約見直し計画の実施・進捗^{ちよく}状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関して、経済産業省所管 11 法人については、評価結果において、「総じて入札・契約の適正化に向け努力がなされていると判断。今後の、より一層の手続の透明性の確保、随意契約の見直し計画の達成に向けた取組に期待する」旨の言及などがなされている。

しかしながら、2 法人については、表 3 - (2) のとおり、当該法人における競争性のない随意契約の金額について、平成 19 年度実績が 18 年度実績と比較して増加しているにもかかわらず、この原因等の検証結果が、評価結果において言及されていないとの状況がみられた。

今後の随意契約見直し計画の実施・進捗状況に関する評価に当たっては、随意契約の金額が増加している原因等の検証結果についても評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表 3 - (2) 平成 19 年度の競争性のない随意契約の金額が 18 年度実績の金額と比較して増加している独立行政法人の状況

法人名	金額
	18 年度→19 年度 (+増分)
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	934.00 億円→1,025.40 億円 (+91.40 億円)
中小企業基盤整備機構	69.40 億円→69.56 億円 (+0.16 億円)

- (注) 1 「平成 19 年度における独立行政法人の契約状況について」(平成 20 年 7 月 4 日総務省行政管理局)に基づき、当委員会が作成した。
2 平成 19 年度の競争性のない随意契約の金額が 18 年度実績と比較して増加しているが、評価結果においてその検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。

3 金額の数値は、百万円未満を四捨五入している。

(3) その他

【日本貿易振興機構】

- ・ 本法人においては、物品の購入等に当たり、虚偽の納品書等を納入業者に提出させたり、所定の検収を行わないまま物品が納入されていないのに納入されたこととしたりするなどの適正でない会計経理が行われており、適正な契約事務が十分履践されていなかったことが判明した。今後の評価に当たっては、契約事務の適正な実施を確保するため、今回の不正経理の発生原因や本法人の内部監査体制、本法人が講じた再発防止策等の検証結果を踏まえ、物品の購入に係る検収等、当該事務の実施について、厳格な評価を行い、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

別表 経済産業省所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数、下段：金額(億円)）						一般競争入札における1者応札の割合（1者応札件数(%)／一般競争入札件数)	関連法人	
	平成18年度			平成19年度				関連法人数注3	関連法人との契約がある法人注4
	競争性のある契約注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
経済産業研究所	13 1.24	74 4.87	87 6.10	45 2.72	66 4.34	111 7.07	1(33%) ／3件	0	
工業所有権情報・研修館	61 5.17	57 101.10	118 106.17	86 56.19	35 43.81	121 100.00	18(29%) ／63件	1	○
日本貿易保険	2 0.64	34 38.20	36 38.84	5 1.42	42 31.71	47 33.13	0(0%) ／4件	1	○
産業技術総合研究所	594 141.90	4,335 259.00	4,929 400.90	790 246.93	3,707 196.67	4,497 443.60	273(57%) ／476件	2	○
製品評価技術基盤機構	169 28.29	193 10.00	362 37.29	230 21.68	115 6.32	345 28.00	130(61%) ／213件	2	○
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1,346 1,039.78	425 117.17	1,771 1,156.95	1,292 724.80	143 58.09	1,435 782.89	33(29%) ／115件	29	○
日本貿易振興機構	306 43.97	414 43.60	720 87.57	338 41.31	336 30.70	674 72.01	37(28%) ／132件	1	○
原子力安全基盤機構	445 93.87	397 84.00	842 177.87	438 235.42	251 49.50	689 284.92	281(73%) ／385件	0	
情報処理推進機構	336 30.98	304 23.00	640 53.98	299 38.07	204 13.17	503 51.24	12(26%) ／47件	16	○
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	210 415.95	955 934.00	1,165 1,349.95	287 624.53	647 1,025.40	934 1,649.93	51(33%) ／154件	27	○
中小企業基盤整備機構	400 86.54	823 69.40	1,223 155.94	484 123.58	621 69.56	1,105 193.14	34(13%) ／263件	92	○
合計 (経済産業省)	3,882 (33%) 1,888.33 (53%)	8,011 (67%) 1,684.34 (47%)	11,893 (100%) 3,571.56 (100%)	4,294 (41%) 2,116.65 (58%)	6,167 (59%) 1,529.27 (42%)	10,461 (100%) 3,645.93 (100%)	870(47%) ／1,855件		
合計 (独立行政法人全体)	36,618 (36%) 11,523.83 (52%)	65,235 (64%) 10,484.13 (48%)	101,853 (100%) 22,007.93 (100%)	43,224 (46%) 14,907.13 (60%)	50,797 (54%) 9,829.43 (40%)	94,021 (100%) 24,736.56 (100%)	10,768(45%) ／24,168件		

(注)

- 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」（平成20年7月4日総務省行政管理局）等に基づき、当委員会が作成した。なお、同資料では郵便貯金・簡易生命保険管理機構は対象外となっているため、合計（独立行政法人全体）には、当該機構の数値は含まれていない。
- 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 関連法人数は、平成19年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の合計数を記載している。
- 各法人の平成19年度の財務諸表を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載している。
- 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

国土交通省独立行政法人評価委員会

政 委 第 号
平成 21 年 1 月 7 日

国土交通省独立行政法人評価委員会
委員長 木 村 孟 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 大 橋 洋 治

平成 19 年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に
関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

当委員会は、平成 20 年 9 月 8 日付けをもって貴委員会から通知のあった
「国土交通省所管独立行政法人の平成 19 事業年度業務実績評価について」
等のうち契約の適正化に係る評価の結果に関して、別紙のとおり意見を取り
まとめましたので、通知します。

今後、貴委員会におかれては、本意見を活かし、国民の行政に対する信頼
回復のために、政府が契約事務の一層の適正化に取り組んでいる趣旨を十分
踏まえ、厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いします。

平成 19 年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について（案）

1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会の関心事項

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成 19 年 11 月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）においては、「随意契約見直し計画^{（注）}の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」（平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム。以下「関心事項」という。参考資料 1 参照）を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。関心事項においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況等に係る評価、また、個々の契約の合規性等に係る監事等のチェックプロセスのフォローなどを示したところである。

（注） 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19

年8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

2 国土交通省所管独立行政法人における契約状況

平成19年度における国土交通省所管独立行政法人における契約の状況は、別表のとおりである。

平成19年度の国土交通省所管独立行政法人全体における競争性のない随意契約は、18年度と比較して、件数では2,532件減少している。一方、金額については、約114.74億円増加しているが、これは、一部法人において競争性のない随意契約の金額が増加したことによるものである。契約全体に占める競争性のない随意契約の割合については、金額で18ポイント、件数で9ポイント減少している。

また、国土交通省所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める1者応札の状況は、別表のとおり、1,352件(44%)となっており、各法人の主たる事業類型ごとの状況については資料のとおりである。

3 平成19年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)についての意見

平成19年度における契約の適正化に係る貴委員会の評価に当たっては、国土交通省所管の全法人から、業務実績報告書とは別に当委員会の関心事項に沿った報告書の提出を改めて受けるとともに、当委員会の関心事項に沿って評価が行われるよう、全法人共通の様式を用いて評価結果を示すことに加えて、16あるすべての分科会それぞれ所属の委員に個別に説明するなどの工夫がなされている。

しかしながら、国土交通省所管20法人(土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、航海訓練所、海技教育機構、航空大学校、自動車検査、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター、都市再生機構、奄美群島振興開発基金、日本高速道路保有・債務返済機構、住宅金融支援機構)の業務の実

績に関する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、各法人の業務特性（専門性を有する試験・研究法人等）、契約事務量（契約金額・件数等）及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて留意されたい。

(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性について、国土交通省所管 20 法人については、評価結果において、「契約に係る規程を定め、適切な内容と評価できる」旨の言及などがなされている。

しかしながら、5 法人については、表 3 - (1) のとおり、会計規程等において、国の契約の基準と異なる規定が設けられているが、このような規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及されていない状況がみられた。

例えば、国の場合、随意契約によることができる具体的要件が定められているが、独立行政法人の場合、随意契約要件として「業務運営上特に必要があるとき」と具体的に定められていない条項（いわゆる「包括的随契条項」）が規定されているものがある。同条項は安易に適用された場合の弊害が大きいと考えられ、法人の業務の特性等を踏まえてあらかじめ想定される随意契約にならざるを得ないものについてはできる限り具体的に定めるべきであり、その規定の整備内容の適切性について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考えられる。

したがって、貴委員会は、契約に係る規程類の整備内容の適切性を確保する観点から、今後の評価に当たって、国の契約の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡。参考資料 2 参照）をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表3-1) 国の契約の基準と異なる会計規程等の規定

独立行政法人名	会計規程等の規定
交通安全環境研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人交通安全環境研究所会計規程」(平成13年4月1日研究所規程第6号)において、随意契約要件として「業務運営上必要がある場合」と具体的に定められていない条項がある。
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程」(平成15年10月1日機構規程第78号)において、随意契約要件として「業務運営上特に必要があると認める場合」と具体的に定められていない条項がある。 ・同規程において、予定価格に応じて、一般競争入札における公告期間の下限を国の基準(10日)より短く設定している。 ・同規程において、その他役務等における指名競争契約限度額(300万円以下)を国の金額基準(200万円以下)より高く設定している。
水資源機構	<ul style="list-style-type: none"> ・指名競争契約限度額に関する規定がない。
空港周辺整備機構	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人空港周辺整備機構契約事務取扱細則」(平成15年10月1日達第27号)において、随意契約要件として「理事長等が業務運営上特に必要があると認めたとき」と具体的に定められていない条項がある。
海上災害防止センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人海上災害防止センター契約事務取扱細則」(平成15年10月1日達第6号)において、随意契約要件として「その他理事長が業務の運営上随意契約の方法によることが適切であると認めるとき」と具体的に定められていない条項がある。

- (注) 1 独立行政法人の会計規程等に基づき、当委員会が作成した。
 2 会計規程等において、国の契約の基準と異なる条項が設けられているが、評価結果において、この条項を設けることの適切性について言及されていない法人について、本表に掲載している。

(2) 随意契約見直し計画の実施・進捗^{ちよく}状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関して、国土交通省所管 20

法人については、評価結果において、「随意契約見直し計画」の策定を行い、契約手続きのより一層の適正化を図った」旨の言及などがなされている。

しかしながら、2法人については、表3-2のとおり当該法人における競争性のない随意契約の金額について平成19年度実績が18年度実績と比較して増加しているにもかかわらず、この原因等の検証結果が、評価結果において言及されていないとの状況がみられた。

したがって、今後の随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関する評価に当たっては、随意契約の金額が増加している原因等の検証結果についても評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表3-2 平成19年度の競争性のない随意契約の金額が18年度実績の金額と比較して増加している独立行政法人の状況

法人名	金額
	18年度→19年度（+増分）
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	593.26億円→831.01億円 (+237.75億円)
国際観光振興機構	3.78億円→3.87億円 (+0.09億円)

- (注) 1 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」(平成20年7月4日総務省行政管理局)に基づき、当委員会が作成した。
 2 平成19年度の競争性のない随意契約の金額が18年度実績と比較して増加しているが、評価結果においてその検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。
 3 金額の数値は、百万円未満を四捨五入している。

(3) 個々の契約の合規性等に関する評価結果

ア 関連法人に係る委託の妥当性に関する評価結果

【水資源機構】

- 本法人には、平成19年度末現在で関連法人が2法人あり、これらの法人における事業収入に占める本法人の発注額割合が8割を超えている。昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画Ⅲ-2-(1)-②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏ま

え、関連公益法人に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである」との指摘を行っているが、評価結果において、関連法人への業務委託契約の妥当性について十分な言及がなされていない。今後の評価に当たっては、関連法人との契約について、契約方式や応募（応札）条件等を十分に検証した上、競争性・透明性の確保の観点から、関連法人に対する業務委託契約の妥当性について評価結果において明らかにすべきである。

【住宅金融支援機構】

- ・ 本法人には、平成 19 年度末現在で関連法人が 5 法人あり、これらの法人のうち、システム開発等の契約に関して競争性のない随意契約により約 108.97 億円の委託契約がなされており、当該発注額が事業収入の大部分を占めているもの等があるにもかかわらず、評価結果において、関連法人への業務委託契約の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連法人との契約について、契約方式や応募（応札）条件等を十分に検証した上、競争性・透明性の確保の観点から、関連法人に対する業務委託契約の妥当性について評価結果において明らかにすべきである。

イ 一般競争入札における 1 者応札率が高い法人に関する評価結果

【交通安全環境研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、水資源機構、海上災害防止センター】

- ・ これらの法人については、表 3－(3) 及び資料のとおり、①平成 19 年度における一般競争入札のうち応札者が 1 者の件数が 2 者以上の件数を超過（1 者応札率が 50% を超過）している、かつ、②本法人の 1 者応札率について本法人が該当する法人類型の平均の 1 者応札率を超過している。一般競争入札は契約の競争性・透明性を高めるという意義を有するものであり、特に、1 者応札率が高い法人については競争性・透明性の確保の観点からの理由等の説明を踏まえた検証が必要で

あると考えるが、評価結果において言及されていない。

今後の個々の契約の合規性等に係る評価に当たって、一般競争入札において1者応札率が高い法人については、法人の業務を勘案した上で、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

表3－(3) 平成19年度における一般競争入札における1者応札件数等について

独立行政法人名	1者応札件数	2者以上の応札件数	1者応札率	該当する類型の平均1者応札率
交通安全環境研究所	121件	25件	82.9%	研究開発型：60.4%
港湾空港技術研究所	75件	29件	72.1%	研究開発型：60.4%
電子航法研究所	104件	18件	85.2%	研究開発型：60.4%
水資源機構	359件	217件	62.3%	公共事業執行型：32.3% 資産債務型：37.6%
海上災害防止センター	19件	18件	51.4%	資産債務型：37.6% 特定事業執行型：38.6%

(注) 1 各独立行政法人の平成19年度における随意契約見直し計画のフォローアップに基づき、当委員会が作成した。

2 1者応札率とは、一般競争入札のうち、応札者が1者である件数の割合をいう。

3 「該当する類型の平均1者応札率」欄については、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成19年8月10日閣議決定）における事務・事業等の類型（公共事業執行型、助成事業等執行型、資産債務型、研究開発型、特定事業執行型、政策金融型の6類型）に基づき、該当する類型の全法人の平均1者応札率を記載している。

4 ①平成19年度における一般競争入札のうち応札者が1者の件数が2者以上の件数を超過（1者応札率が50%を超過）している、かつ、②本法人の1者応札率について本法人が該当する法人類型の平均の1者応札率を超過している法人のうち、評価結果において競争性・透明性の確保の観点からの理由等の説明がなされていない法人について、本表に掲載している。

別表 国土交通省所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数、下段：金額(億円)）						一般競争入札における1者応札の割合(1者応札件数(%) / 一般競争入札件数)	関連法人	
	平成18年度			平成19年度				関連法人数注3	関連法人との契約がある法人注4
	競争性のある契約注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
土木研究所	559	92	651	548	35	583	241(48%) /505件	0	
	36.27	7.43	43.70	38.57	1.82	40.39			
建築研究所	51	93	144	57	77	134	39(78%) /50件	0	
	3.00	3.77	6.78	2.95	3.25	6.20			
交通安全環境研究所	66	209	275	156	17	173	121(83%) /146件	0	
	6.61	14.34	20.95	15.30	0.78	16.08			
海上技術安全研究所	70	148	218	167	43	210	103(70%) /148件	0	
	24.93	7.64	32.56	8.11	3.23	11.34			
港湾空港技術研究所	155	120	275	143	13	156	75(72%) /104件	0	
	10.30	9.13	19.43	18.57	1.08	19.65			
電子航法研究所	55	77	132	126	12	138	104(85%) /122件	0	
	3.78	6.42	10.20	10.57	0.35	10.92			
航海訓練所	53	33	86	73	11	84	21(30%) /71件	1	○
	11.25	6.01	17.26	13.02	3.25	16.27			
海技教育機構	13	47	60	20	43	63	1(7%) /15件	0	
	3.41	1.39	4.80	1.50	1.23	2.72			
航空大学校	34	28	62	44	23	67	17(47%) /36件	0	
	10.87	1.79	12.66	13.66	1.10	14.76			
自動車検査	75	275	350	109	142	251	38(40%) /96件	0	
	14.78	21.99	36.76	25.98	12.70	38.68			
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	733	1,314	2,047	991	1,028	2,019	129(22%) /587件	4	○
	1,153.90	593.26	1,747.16	2,203.19	831.01	3,034.20			
国際観光振興機構	26	34	60	36	30	66	4(16%) /25件	0	
	0.77	3.78	4.55	1.13	3.87	5.00			
水資源機構	1,643	516	2,159	1,797	294	2,091	359(62%) /576件	2	○
	345.01	128.70	473.71	545.20	124.23	669.43			
自動車事故対策機構	49	147	196	66	115	181	6(12%) /49件	0	
	13.18	36.93	50.11	11.88	34.13	46.01			
空港周辺整備機構	26	26	52	28	13	41	1(5%) /20件	0	
	3.32	5.41	8.73	2.15	0.78	2.93			
海上災害防止センター	10	89	99	38	77	115	19(51%) /37件	0	
	0.75	5.23	5.98	4.53	4.46	8.99			
都市再生機構	4,974	4,010	8,984	4,080	3,035	7,115	37(10%) /357件	38	○
	2,115.07	1,284.15	3,399.22	2,197.92	1,235.26	3,433.18			
奄美群島振興開発基金	1	5	6	1	4	5	0(0%) /0件	0	
	0.06	0.07	0.13	0.08	0.04	0.12			
日本高速道路保有・債務返済機構	32	80	112	72	48	120	11(50%) /22件	0	
	37.33	59.98	97.32	79.37	50.71	130.08			
住宅金融支援機構	237	1,181	1,418	358	932	1,290	26(20%) /131件	5	○
	55.31	332.40	387.71	122.34	331.28	453.63			
合計 (国土交通省)	8,862 (51%)	8,524 (49%)	17,386 (100%)	8,910 (60%)	5,992 (40%)	14,902 (100%)	1,352(44%) /3,097件		
	3,849.90 (51%)	2,529.82 (51%)	6,379.72 (100%)	5,316.02 (67%)	2,644.56 (33%)	7,960.58 (100%)			
合計 (独立行政法人全体)	36,618 (36%)	65,235 (64%)	101,853 (100%)	43,224 (46%)	50,797 (54%)	94,021 (100%)	10,768(45%) /24,168件		
	11,523.83 (52%)	10,484.13 (48%)	22,007.93 (100%)	14,907.13 (60%)	9,829.43 (40%)	24,736.56 (100%)			

(注)

- 1 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」（平成20年7月4日総務省行政管理局）等に基づき、当委員会が作成した。なお、同資料では郵便貯金・簡易生命保険管理機構は対象外となっているため、合計（独立行政法人全体）には、当該機構の数値は含まれていない。
- 2 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 3 関連法人数は、平成19年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の合計数を記載している。
- 4 各法人の平成19年度の財務諸表を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載している。
- 5 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

環境省独立行政法人評価委員会

政 委 第 号
平成 21 年 1 月 7 日

環境省独立行政法人評価委員会

委員長 松 尾 友 矩 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 大 橋 洋 治

平成 19 年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績に関する
評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

当委員会は、平成 20 年 8 月 28 日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人国立環境研究所における平成 19 年度業務実績の評価結果について」等のうち契約の適正化に係る評価の結果に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

今後、貴委員会におかれては、本意見を活かし、国民の行政に対する信頼回復のために、政府が契約事務の一層の適正化に取り組んでいる趣旨を十分踏まえ、厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いします。

平成 19 年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について（案）

1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会の関心事項

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成 19 年 11 月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）においては、「随意契約見直し計画^(注)の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」（平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム。以下「関心事項」という。参考資料 1 参照）を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。関心事項においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況等に係る評価、また、個々の契約の合規性等に係る監事等のチェックプロセスのフォローなどを示したところである。

（注） 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19

年8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

2 環境省所管独立行政法人における契約状況

平成19年度における環境省所管独立行政法人における契約の状況は、別表のとおりである。

平成19年度の環境省所管独立行政法人全体における競争性のない随意契約は、18年度と比較して、約25.19億円、241件減少し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合も金額で9ポイント、件数で12ポイント減少している。

また、環境省所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める1者応札の状況は、別表のとおり、70件(40%)となっており、各法人の主たる事業類型ごとの状況については資料のとおりである。

3 平成19年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)についての意見

平成19年度における契約の適正化に係る貴委員会の評価に当たっては、監事によるチェックプロセスの検証などの工夫がなされている。

しかしながら、環境省所管2法人(国立環境研究所、環境再生保全機構)の業務の実績に関する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果(以下「評価結果」という。)について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、各法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて留意されたい。

(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性に関して、環境省所管2法人については、評価結果において、「国の方針に沿って随意契約の見直し、一般競争入札等も公表するなどの改善

が行われており、総じて適切に対応されていると考えられる」旨の言及などがなされている。

しかしながら、2法人ともに、表3-1のとおり、会計規程等において、国の契約の基準と異なる規定が設けられているが、このような規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及されていない状況がみられた。

例えば、国の場合、随意契約によることができる具体的要件が定められているが、独立行政法人の場合、随意契約要件として「随意契約とする特別な理由があるとき」と具体的に定められていない条項（いわゆる「包括的随契条項」）が規定されているものがある。同条項は安易に適用された場合の弊害が大きいと考えられ、法人の業務の特性等を踏まえてあらかじめ想定される随意契約にならざるを得ないものについてはできる限り具体的に定めるべきであり、その規定の整備内容の適切性について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考えられる。

したがって、貴委員会は、契約に係る規程類の整備内容の適切性を確保する観点から、今後の評価に当たって、国の契約の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡。参考資料2参照）をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表3-1) 国の契約の基準と異なる会計規程等の規定

独立行政法人名	会計規程等の規定
環境再生保全機構	・「独立行政法人環境再生保全機構会計規程実施細則」（平成16年4月1日施行）において、随意契約要件として「業務運営上特に必要があるとき」と具体的に定められていない条項がある。
国立環境研究所	・「独立行政法人国立環境研究所契約事務取扱細則」（平成13年4月1日施行）において、随意契約要件として「随意契約とする特別な理由があるとき」と具体的に定められていない条項

独立行政法人名	会計規程等の規定
	がある。

- (注) 1 独立行政法人の会計規程等に基づき、当委員会が作成した。
 2 会計規程等において、国の契約の基準と異なる条項が設けられているが、評価結果において、この条項を設けることの適切性について言及されていない法人について、本表に掲載している。

(2) 随意契約見直し計画の実施・進捗^{ちよく}状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関して、環境省所管2法人については、評価結果において、「随意契約見直し計画を策定し、その達成に向けて競争的契約が増加したことは評価できる」旨の言及などがなされている。

しかしながら、国立環境研究所については、表3-(2)のとおり、当該法人の随意契約見直し計画において、平成20年1月以降に取り組むこととしている事項についての取組状況に関する検証結果が、評価結果において言及されていないとの状況がみられた。

したがって、今後の評価に当たっては、随意契約見直し計画の実施・進捗状況等の検証結果についても評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表3-(2) 随意契約見直し計画において、平成19年度内に取り組むこととしている事項がある独立行政法人の状況

法人名	平成19年度内に取り組むこととしている事項
国立環境研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合評価方式の導入拡大 ・ 複数年度契約の拡大 ・ 入札手続の効率化 (以上は、平成20年1月以降に取り組むとしている事項)

- (注) 1 当委員会が作成した。
 2 随意契約見直し計画において平成19年度内に取り組むこととしている事項があり、評価結果においてその取組状況の検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。

(3) 個々の契約の合規性等に関する評価結果

ア 関連法人に係る委託の妥当性に関する評価結果

【国立環境研究所】

- ・ 本法人には、平成 19 年度末現在で関連法人が 1 法人あり、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連公益法人等に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである」との指摘を行っている。しかしながら、当該関連法人に対し、研究業務等の一部について随意契約による業務委託がなされているにもかかわらず、評価結果においては、「関連法人等との人・資金の流れの在り方については問題ないものとする。」と記載されているのみである。今後の評価に当たっては、関連法人との契約について、契約方式や応募（応札）条件等の検証結果を踏まえ、競争性・透明性の確保の観点から、関連法人に対する業務委託契約の妥当性及び検証内容について評価結果において明らかにすべきである。

イ 一般競争入札における 1 者応札率が高い法人に関する評価結果

【国立環境研究所】

- ・ 本法人については、表 3－(3)及び資料のとおり、①平成 19 年度における一般競争入札のうち応札者が 1 者の件数が 2 者以上の件数を超過（1 者応札率が 50%を超過）している、かつ、②本法人の 1 者応札率について本法人が該当する法人類型の平均の 1 者応札率を超過している。一般競争入札は契約の競争性・透明性を高めるという意義を有するものであり、特に、1 者応札率が高い法人については競争性・透明性の確保の観点からの理由等の説明を踏まえた検証が必要であると考えますが、評価結果において言及されていない。

今後の個々の契約の合規性等に係る評価に当たって、一般競争入札において 1 者応札率が高い法人については、法人の業務を勘案した上で、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改

善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

表 3 - (3) 平成 19 年度における一般競争入札における 1 者応札件数等について

独立行政法人名	1 者応札件数	2 者以上の応 札件数	1 者応札率	該当する類型の平 均 1 者応札率
国立環境研究所	66 件	41 件	61.7%	研究開発型：60.4%

(注) 1 各独立行政法人の平成 19 年度における随意契約見直し計画のフォローアップに基づき、当委員会が作成した。

2 1 者応札率とは、一般競争入札のうち、応札者が 1 者である件数の割合をいう。

3 「該当する類型の平均 1 者応札率」欄については、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19 年 8 月 10 日閣議決定）における事務・事業等の類型（公共事業執行型、助成事業等執行型、資産債務型、研究開発型、特定事業執行型、政策金融型の 6 類型）に基づき、該当する類型の全法人の平均 1 者応札率を記載している。

4 ①平成 19 年度における一般競争入札のうち応札者が 1 者の件数が 2 者以上の件数を超過（1 者応札率が 50%を超過）している、かつ、②本法人の 1 者応札率について本法人が該当する法人類型の平均の 1 者応札率を超過している法人のうち、評価結果において競争性・透明性の確保の観点からの理由等の説明がなされていない法人について、本表に掲載している。

別表 環境省所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数、下段：金額(億円)）						一般競争入札における1者応札の割合（1者応札件数(%)／一般競争入札件数)	関連法人	
	平成18年度			平成19年度				関連法人数 注3	関連法人との契約がある法人 注4
	競争性のある契約 注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
国立環境研究所	51	796	847	113	591	704	66(62%) ／107件	1	○
	43.86	50.56	94.42	32.31	26.74	59.06			
環境再生保全機構	79	78	157	99	42	141	4(6%) ／66件	0	
	5.89	4.65	10.54	6.64	3.28	9.92			
合計 (環境省)	130 (13%)	874 (87%)	1,004 (100%)	212 (25%)	633 (75%)	845 (100%)	70(40%) ／173件		
	49.75 (47%)	55.21 (53%)	104.96 (100%)	38.95 (56%)	30.02 (44%)	68.98 (100%)			
合計 (独立行政法人全体)	36,618 (36%)	65,235 (64%)	101,853 (100%)	43,224 (46%)	50,797 (54%)	94,021 (100%)	10,768(45%) ／24,168件		
	11,523.83 (52%)	10,484.13 (48%)	22,007.93 (100%)	14,907.13 (60%)	9,829.43 (40%)	24,736.56 (100%)			

(注)

- 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」（平成20年7月4日総務省行政管理局）等に基づき、当委員会が作成した。なお、同資料では郵便貯金・簡易生命保険管理機構は対象外となっているため、合計（独立行政法人全体）には、当該機構の数値は含まれていない。
- 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 関連法人数は、平成19年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の合計数を記載している。
- 各法人の平成19年度の財務諸表を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載している。
- 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

防衛省独立行政法人評価委員会

政 委 第 号
平成 21 年 1 月 7 日

防衛省独立行政法人評価委員会

委員 長 東 海 幹 夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

平成 19 年度における防衛省所管独立行政法人の業務の実績に関する
評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

当委員会は、平成 20 年 8 月 29 日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の平成 19 事業年度における業務の実績に関する評価結果について（通知）」等のうち契約の適正化に係る評価の結果に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

今後、貴委員会におかれては、本意見を活かし、国民の行政に対する信頼回復のために、政府が契約事務の一層の適正化に取り組んでいる趣旨を十分踏まえ、厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いします。

平成 19 年度における防衛省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について（案）

1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会の関心事項

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成 19 年 11 月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）においては、「随意契約見直し計画^{（注）}の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」（平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム。以下「関心事項」という。参考資料 1 参照）を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。関心事項においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況等に係る評価、また、個々の契約の合規性等に係る監事等のチェックプロセスのフォローなどを示したところである。

（注） 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19

年8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

2 防衛省所管独立行政法人における契約状況

平成19年度における防衛省所管の駐留軍等労働者労務管理機構における契約の状況は、別表のとおりである。

平成19年度の駐留軍等労働者労務管理機構における競争性のない随意契約は、18年度と比較して、件数は9件減少しているものの、金額は約1.30億円増加しており、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合も件数で11ポイント減少しているものの、金額では4ポイント増加している。

また、駐留軍等労働者労務管理機構における一般競争入札に占める1者応札の状況は、別表のとおり、7件(14%)となっており、法人の主たる事業類型ごとの状況については資料のとおりである。

3 平成19年度における防衛省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)についての意見

平成19年度における駐留軍等労働者労務管理機構の業務の実績に関する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果(以下「評価結果」という。)について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、法人の業務特性、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて留意されたい。

(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性に関して、駐留軍等労働者労務管理機構については、評価結果において、「契約に係る規程類については、監事が適切に確認をした上で監査を行う体制の整備ができているものといえる」旨の言及がなされている。

しかしながら、表3-1のとおり、会計規程等において、国の契約の基準と異なる規定として、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公

告期間を国の基準（10日）より短縮できるとされているが、このような規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及されていない状況がみられた。

したがって、貴委員会は、契約に係る規程類の整備内容の適切性を確保する観点から、今後の評価に当たって、国の契約の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡。参考資料2参照）をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表3-1) 国の契約の基準と異なる会計規程等の規定

独立行政法人名	会計規程等の規定
駐留軍等労働者労務管理機構	・「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における契約に関する規則」（平成14年4月1日駐労規第22号）において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準（10日）より短縮できるとしている。

- (注) 1 独立行政法人の会計規程等に基づき、当委員会が作成した。
 2 会計規程等において、国の契約の基準と異なる条項が設けられているが、評価結果において、この条項を設けることの適切性について言及されていない法人について、本表に掲載している。

(2) 随意契約見直し計画の実施・進捗^{ちよく}状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関して、駐留軍等労働者労務管理機構については、評価結果において、「監事は「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況等について把握していることが確認できた」旨の言及がなされている。

しかしながら、表3-2)のとおり当該法人における競争性のない随意契約の金額について平成19年度実績が18年度実績と比較して増加しているにもかかわらず、この原因等の検証結果が、評価結果において言及されていないとの状況がみられた。

したがって、今後の随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関する評価に当たっては、随意契約の金額が増加している原因等の検証結果についても評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表 3 - (2) 平成 19 年度の競争性のない随意契約の金額が 18 年度実績の金額と比較して増加している独立行政法人の状況

法人名	金額 18 年度→19 年度 (+増分)
駐留軍等労働者労務管理機構	3.87 億円→5.17 億円 (+1.30 億円)

- (注) 1 「平成 19 年度における独立行政法人の契約状況について」(平成 20 年 7 月 4 日総務省行政管理局)に基づき、当委員会が作成した。
- 2 平成 19 年度の競争性のない随意契約の金額が 18 年度実績と比較して増加しているが、評価結果においてその検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。
- 3 金額の数値は、百万円未満を四捨五入している。

別表 防衛省所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数、下段：金額(億円)）						一般競争入札における1者応札の割合(1者応札件数(%)／一般競争入札件数)	関連法人	
	平成18年度			平成19年度				関連法人数 注3	関連法人との契約がある法人 注4
	競争性のある契約 注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
駐留軍等労働者労務管理機構	52 3.87	27 3.87	79 7.74	60 4.37	18 5.17	78 9.54	7(14%) ／52件	0	
合計 (防衛省)	52 (66%) 3.87 (50%)	27 (34%) 3.87 (50%)	79 (100%) 7.74 (100%)	60 (77%) 4.37 (46%)	18 (23%) 5.17 (54%)	78 (100%) 9.54 (100%)	7(14%) ／52件		
合計 (独立行政法人全体)	36,618 (36%) 11,523.83 (52%)	65,235 (64%) 10,484.13 (48%)	101,853 (100%) 22,007.93 (100%)	43,224 (46%) 14,907.13 (60%)	50,797 (54%) 9,829.43 (40%)	94,021 (100%) 24,736.56 (100%)	10,768(45%) ／24,168件		

(注)

- 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」（平成20年7月4日総務省行政管理局）等に基づき、当委員会が作成した。なお、同資料では郵便貯金・簡易生命保険管理機構は対象外となっているため、合計（独立行政法人全体）には、当該機構の数値は含まれていない。
- 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 関連法人数は、平成19年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の合計数を記載している。
- 各法人の平成19年度の財務諸表を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載している。
- 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

日本司法支援センター一評価委員会

政 委 第 号
平成 21 年 1 月 7 日

日本司法支援センター評価委員会
委員長 山 本 和 彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 大 橋 洋 治

平成 19 年度における日本司法支援センターの業務の実績に関する
評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

当委員会は、平成 20 年 8 月 29 日付けをもって貴委員会から通知のあった「日本司法支援センターにおける平成 19 年度業務実績の評価結果について」等のうち契約の適正化に係る評価の結果に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

今後、貴委員会におかれては、本意見を活かし、政府が契約事務の一層の適正化に取り組んでいる趣旨を十分踏まえ、厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いいたします。

平成 19 年度における日本司法支援センターの業務の実績に関する評価の結果 (契約の適正化に係るもの) について (案)

1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人 評価委員会の関心事項

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成 19 年 11 月に「随意契約の適正化の一層の推進について」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ)において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)においては、「随意契約見直し計画^(注)の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「当委員会」という。)としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会(以下「各府省評価委員会」という。)がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」(平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム。以下「関心事項」という。参考資料 1 参照)を取りまとめ、各府省評価委員会に通知しており、貴委員会に対しても参考送付している。関心事項においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況等に係る評価、また、個々の契約の合規性等に係る監事等のチェックプロセスのフォローなどを示したところである。

(注) 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成 19 年

8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

2 日本司法支援センターにおける契約状況

日本司法支援センターにおける平成19年度の競争性のない随意契約は、金額が約6.13億円、件数が86件であり、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合は金額で44%、件数で88%となっている。

3 平成19年度における日本司法支援センターの業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）についての意見

平成19年度における契約の適正化に係る貴委員会の評価に当たっては、すべての随意契約について、随意契約とする理由の妥当性について、法人からの説明を交え、自ら検証を行うなどの工夫がなされている。

しかしながら、日本司法支援センターの業務の実績に関する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）について、以下のとおり改善すべき点がみられた。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、法人の業務特性、契約事務量（契約金額・件数等）及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて留意されたい。

(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性については、評価結果において、「随意契約によることができる場合については、国の会計法、予算決算及び会計令と同様の内規を定めている」旨の言及などがなされている。

しかしながら、表3-1のとおり、契約事務取扱細則において、国の契約の基準と異なる規定が設けられているが、このような規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及されていない状況がみられた。

例えば、国の場合、随意契約によることができる具体的要件が定められ

ているが、本法人の場合、随意契約要件として「理事長が事業運営上特に必要があると認めた場合」と具体的に定められていない条項（いわゆる「包括的随契条項」）が規定されている。同条項は安易に適用された場合の弊害が大きいと考えられ、法人の業務の特性等を踏まえてあらかじめ想定される随意契約によらざるを得ないものについてはできる限り具体的に定めるべきであり、その規定の整備内容の適切性について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考えられる。

したがって、貴委員会は、契約に係る規程類の整備内容の適切性を確保する観点から、今後の評価に当たって、国の契約の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡。参考資料2参照）の主旨をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表3－(1) 国の契約の基準と異なる会計規程等の規定

独立行政法人等名	会計規程等の規定
日本司法支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「契約事務取扱細則」（平成18年7月12日施行）において、随意契約要件として「理事長が事業運営上特に必要があると認めた場合」と具体的に定められていない条項がある。

- (注) 1 日本司法支援センターの契約事務取扱細則に基づき、当委員会が作成した。
 2 会計規程等において、国の契約の基準と異なる条項が設けられているが、評価結果において、この条項を設けることの適切性について言及されていない法人について、本表に掲載している。

(2) その他

本法人については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「本法人は独立行政法人の随意契約に関する公表項目のうち、予定価格及び落札率については公表していない。また、随意契約の公表に係る事項について事業報告書等において記載されておらず、評価結果においても言及されていない。今後の評価に当たっては、随意契約に係る公表項目の実態について事業報告書等で明らかにさせるとともに、独立行政法人における取扱いを踏まえ、本法人における公表項目の妥当性について評価を行うべきで

ある。」との指摘を行っている。予定価格及び落札率を明らかにしていないことについて、本法人の監事は、本法人が締結した契約のすべてに妥当する理由として、「予定価格を明らかにすると、それ以降の契約に際して予定価格が推認されるおそれがあるため」と説明しているが、貴委員会では、当該説明が本当に妥当するのかの検証を行っていない。今後の評価に当たっては、随意契約について、一律に予定価格及び落札率を公表していないことについて、事務所賃貸借契約等、同種の契約ごとにその妥当性について検証するなど、本法人が予定価格及び落札率を公表していない妥当性について検証すべきである。

各府省評価委員会等に共通して
送付する資料

独立行政法人の一般競争入札における1者応札の状況

当委員会では、各府省評価委員会の契約の適正化に係る評価を検証するに当たり、評価対象期間中に法人が行った一般競争入札について、1者応札になった事案がある場合に、1者応札が生じた原因等を考慮することなく、単に1者応札であるという結果のみをもって指摘をするのは不十分又は公正を失するおそれがあると考えた。評価対象期間である平成19年度は、真にやむを得ないものを除き競争性のない随意契約から競争性のある契約へ移行しようとする政府全体の取組が本格的に始められた時期であり、いわば過渡期に当たる。そのため、法人の取組状況を個別に区分けしていけば、過去からの業務の継続の中で、十分な方針転換がなされていないものも、方針は転換したがその運用が不十分で必ずしも結果に結び付かなかったものもあるであろう。これらは、評価と必要な指摘を通じて、政府の方針の徹底に導くべきものである。他方において、業務又は契約の性質上不可避免的に1者応札になったもの、方針に沿って適切に運用されたにもかかわらず偶然に1者応札となったものも存在し得ることも否定できない。しかしながら、その区分けをする方法は、確立しているとは言い難い。

そこで、当委員会は、取組初年である今回の二次評価においては、とりあえずの簡便な区分けの試みとして、横断的にみて、「特に1者応札となるものが多い」と言える法人を次の方法により抽出することとした。

- ① まず、公表データにより1者応札率が50%を超えている法人を抽出する。
なお、公表データとしては、各独立行政法人が平成20年7月に公表した「平成19年度における随意契約見直し計画のフォローアップ」のデータとして示されている一般競争入札における1者応札件数を用いた。
 - ② 次に、独立行政法人の主たる事業の6類型^(注)ごとに平均の1者応札率を算出する。
 - ③ ①で抽出された法人のうち、②で算出された平均1者応札率を上回っているものを抽出する。
 - ④ ③に際し、主たる事業について、複数の類型に属するものは該当するすべての類型の平均1者応札率の中で最も高いものを上回る法人を抽出する。
- ③及び④で抽出された法人については、事業の性質に起因する傾向を勘案してもなお、それ以上に強い1者応札を招く傾向が推認できることになる。すなわち、「特に1者応札になるものが多い」ということになる。評価する立場とし

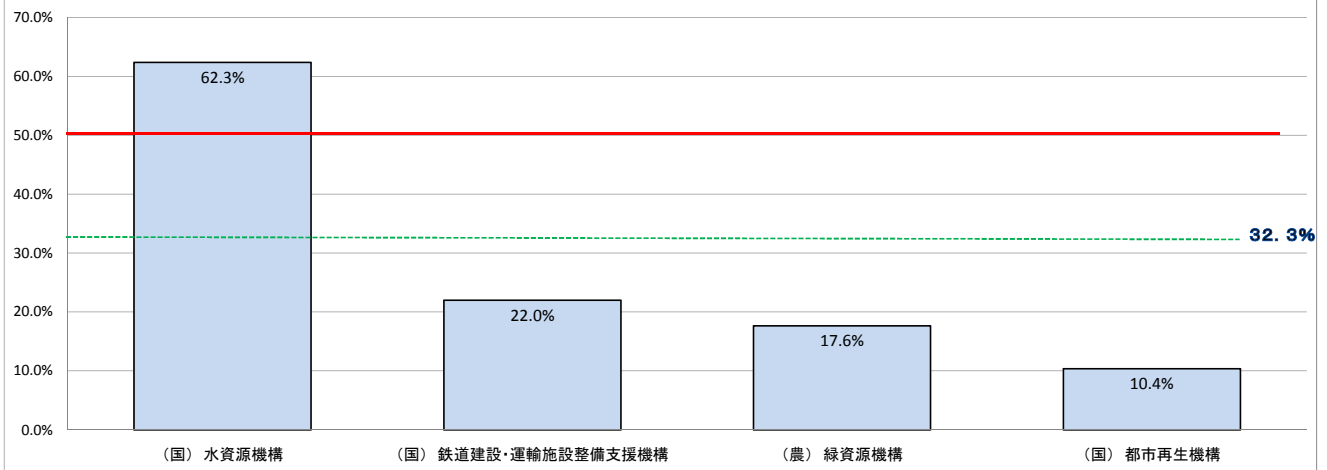
では、少なくともこのような法人については、原因を探り、政府方針の徹底に導くべく、より厳格に評価する必要がある、また、1者応札という結果についてより明確な説明が求められるということになるわけである。したがって、そのような観点から評価が不足していると考えられるものについては、意見の中で個別に指摘することとした。

以上のような抽出作業の結果を図示したものを、以下に資料として取りまとめた。これをみると、平均1者応札率は、研究開発型では60.4%と50%を上回っているが、他の類型においては50%を下回っており、政策金融型では50%をかなり下回っている。これらが事業と契約の相関を示しているのか、今回看取されただけのもなのか、仮に相関を示しているとしてその意義をどうとらえるかは、もとより、直ちに結論が得られるものではなく、今後、個々の契約についての評価等を得ながら、分析する必要がある。

なお、1者応札についてのあるべき評価の視点については、当委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チームが平成20年9月5日付け「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」で示したとおり「応札者が1者のみであるものなどがある場合において、契約における競争性・透明性の確保の観点から、必要に応じ、評価委員会自らが監事等によるチェックプロセスのフォローを行っているか」という視点であり、上述の作業によって抽出されるか否か、また、今回個別に指摘したか否かにかかわらず、有効であるので、改めてここに指摘し、各府省の評価委員会の適切な評価を求めるものである。

(注) この類型については、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針について」(平成19年8月10日閣議決定)において示されている6類型(公共事業執行型、助成事業等執行型、資産債務型、研究開発型、特定事業執行型、政策金融型)を用いているが、類型が重複している法人がある。

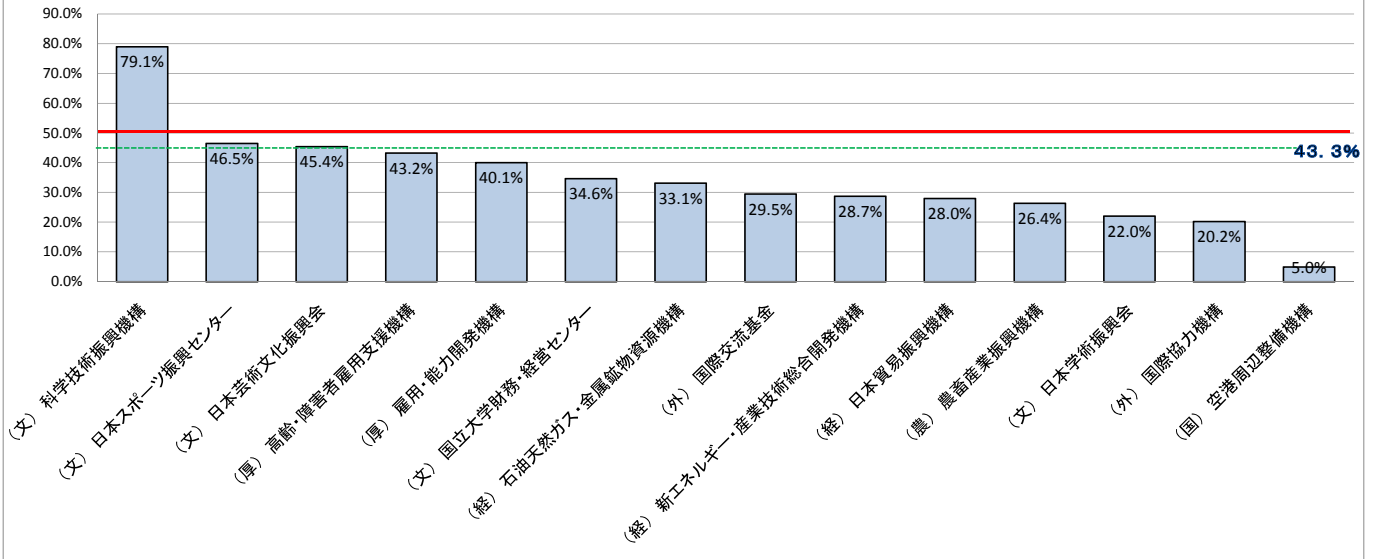
公共事業執行型



公共事業執行型	法人名		類型重複	一般競争入札件数	1者応札件数	1者応札率
	1	(国) 水資源機構	公・資	576	359	62.3%
	2	(国) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	公・資	587	129	22.0%
	3	(農) 緑資源機構		238	42	17.6%
	4	(国) 都市再生機構	公・資	357	37	10.4%
件数合計、平均1者応札率 (1者応札件数合計/一般競争入札件数合計)				1,758	567	32.3%

- (注) 1 本表は「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)の事務・事業の類型及び各独立行政法人の平成19年度における随意契約見直し計画のフォローアップに基づき、当委員会が作成した。なお、当該類型においては、法人が主たる事業として実施する。
- 2 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」における「公共事業執行型」とは、道路、ダム、市街地の整備改善等社会資本の整備(公共事業)を行っている法人の類型である。
- 3 網掛けの法人は、1者応札率が50%を超過かつ当該法人類型の平均の1者応札率を超過している法人である。
- 4 類型重複の欄は、次のとおりの意味を表し、重複している類型を示している。
公: 公共事業執行型、助: 助成事業等執行型、資: 資産債務型、研: 研究開発型、特: 特定事業執行型、政: 政策金融型
- 5 1者応札率とは、一般競争入札件数のうち、応札者が1者である件数の割合をいう。
- 6 法人名欄の()内は次のとおりの意味を表し、それぞれ当該法人の所管府省を示す。
(内): 内閣府、(総): 総務省、(外): 外務省、(財): 財務省、(文): 文部科学省、(厚): 厚生労働省、(農): 農林水産省、(経): 経済産業省、(国): 国土交通省、(環): 環境省、(防): 防衛省

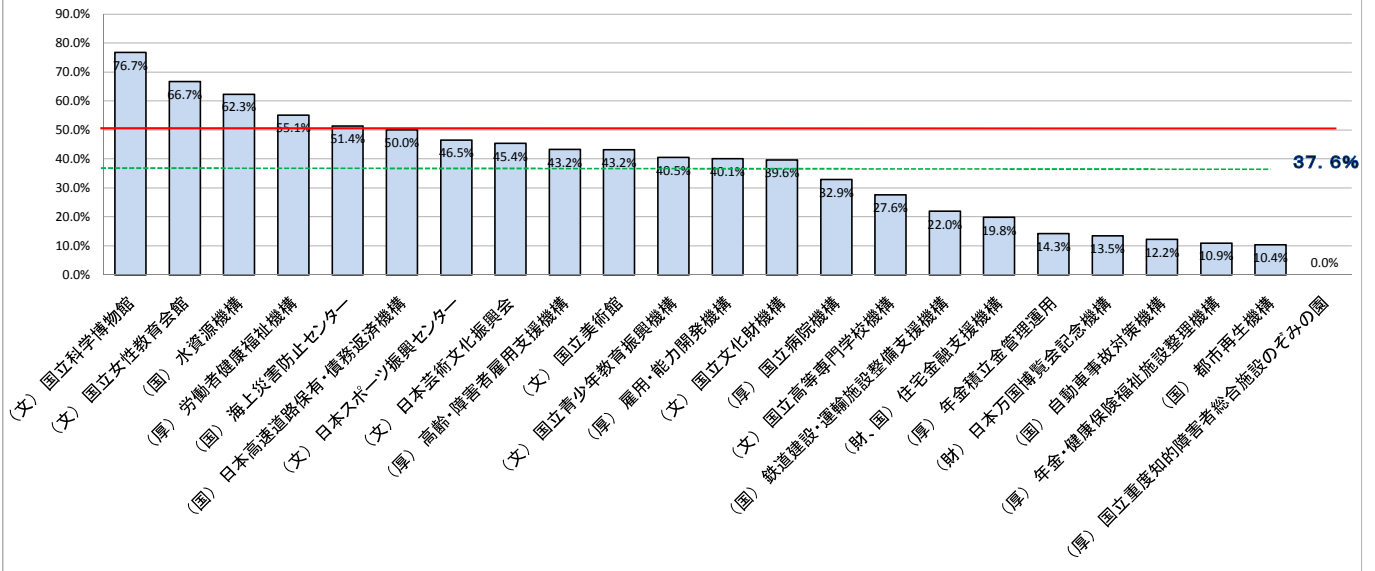
助成事業等執行型



助成事業等執行型	法人名	類型重複	一般競争入札件数	1者応札件数	1者応札率
	1 (文) 科学技術振興機構	助・研	425	336	79.1%
	2 (文) 日本スポーツ振興センター	助・資	159	74	46.5%
	3 (文) 日本芸術文化振興会	助・資・特	174	79	45.4%
	4 (厚) 高齢・障害者雇用支援機構	助・資・特	148	64	43.2%
	5 (厚) 雇用・能力開発機構	助・資・特	1,405	563	40.1%
	6 (文) 国立大学財務・経営センター	助・政	26	9	34.6%
	7 (経) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構	助・研・特・政	154	51	33.1%
	8 (外) 国際交流基金		61	18	29.5%
	9 (経) 新エネルギー・産業技術総合開発機構		115	33	28.7%
	10 (経) 日本貿易振興機構	助・特	132	37	28.0%
	11 (農) 農畜産業振興機構		53	14	26.4%
	12 (文) 日本学術振興会		59	13	22.0%
	13 (外) 国際協力機構		94	19	20.2%
	14 (国) 空港周辺整備機構		20	1	5.0%
件数合計、平均1者応札率 (1者応札件数合計／一般競争入札件数合計)			3,025	1,311	43.3%

- (注) 1 本表は「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)の事務・事業の類型及び各独立行政法人の平成19年度における随意契約見直し計画のフォローアップに基づき、当委員会が作成した。なお、当該類型においては、法人が主たる事業として実施する。
- 2 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」における「助成事業等執行型」とは、以下に掲げる事業の執行や助成等を行っている法人の類型である。
- (1) 特定の政策目的を達成するために第三者に対して補助金の給付等(競争的資金等の助成事業を含む)を行っている法人
- (2) 価格・需給の安定を図るため、特定物品の売買、備蓄等を行っている法人
- 3 網掛けの法人は、1者応札率が50%を超過かつ当該法人類型の平均の1者応札率を超過している法人である。
- 4 類型重複の欄は、次のとおりの意味を表し、重複している類型を示している。
公:公共事業執行型、助:助成事業等執行型、資:資産債務型、研:研究開発型、特:特定事業執行型、政:政策金融型
- 5 1者応札率とは、一般競争入札件数のうち、応札者が1者である件数の割合をいう。
- 6 法人名欄の()内は次のとおりの意味を表し、それぞれ当該法人の所管府省を示す。
(内):内閣府、(総):総務省、(外):外務省、(財):財務省、(文):文部科学省、(厚):厚生労働省、(農):農林水産省、(経):経済産業省、(国):国土交通省、(環):環境省、(防):防衛省

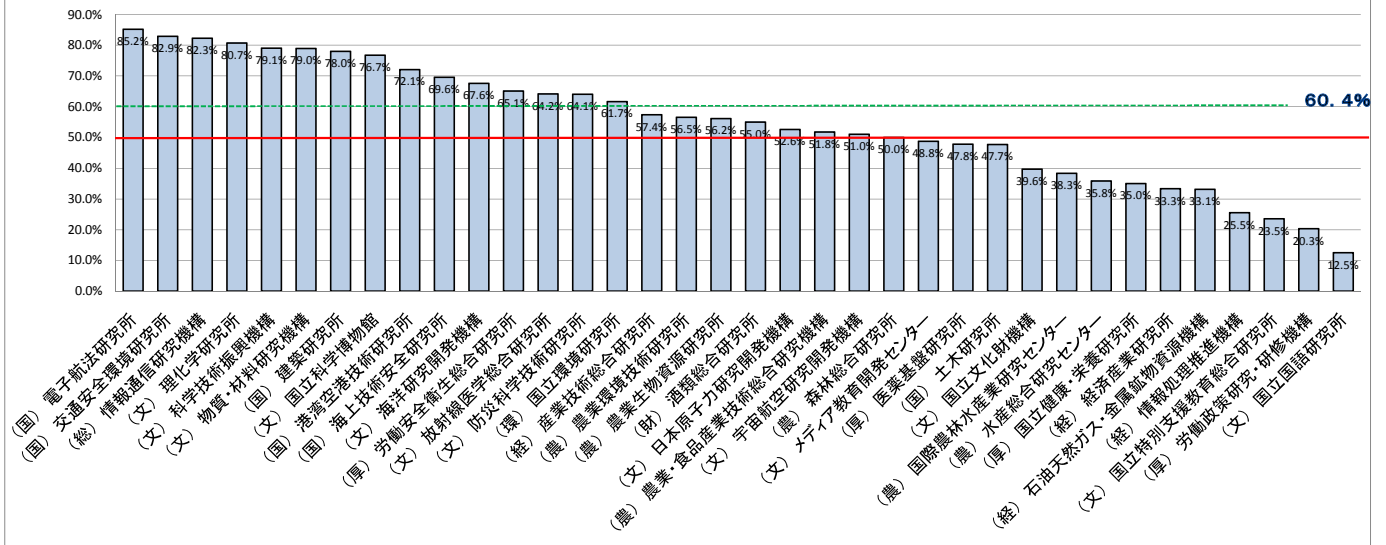
資産債務型



法人名	類型重複	一般競争入札件数	1者応札件数	1者応札率
1 (文) 国立科学博物館	資・研・特	43	33	76.7%
2 (文) 国立女性教育会館	資・特	18	12	66.7%
3 (国) 水資源機構	公・資	576	359	62.3%
4 (厚) 労働者健康福祉機構	資・特	1,975	1,089	55.1%
5 (国) 海上災害防止センター	資・特	37	19	51.4%
6 (国) 日本高速道路保有・債務返済機構		22	11	50.0%
7 (文) 日本スポーツ振興センター	助・資	159	74	46.5%
8 (文) 日本芸術文化振興会	助・資・特	174	79	45.4%
9 (厚) 高齢・障害者雇用支援機構	助・資・特	148	64	43.2%
10 (文) 国立美術館	資・特	88	38	43.2%
11 (文) 国立青少年教育振興機構	資・特	148	60	40.5%
12 (厚) 雇用・能力開発機構	助・資・特	1,405	563	40.1%
13 (文) 国立文化財機構	資・研・特	111	44	39.6%
14 (厚) 国立病院機構	資・特	5,712	1,881	32.9%
15 (文) 国立高等専門学校機構	資・特	758	209	27.6%
16 (国) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	公・資	587	129	22.0%
17 (財・国) 住宅金融支援機構	資・政	131	26	19.8%
18 (厚) 年金積立金管理運用		7	1	14.3%
19 (財) 日本万国博覧会記念機構		52	7	13.5%
20 (国) 自動車事故対策機構	資・特	49	6	12.2%
21 (厚) 年金・健康保険福祉施設整理機構		64	7	10.9%
22 (国) 都市再生機構	公・資	357	37	10.4%
23 (厚) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	資・特	0	0	0.0%
件数合計、平均1者応札率 (1者応札件数合計／一般競争入札件数合計)		12,621	4,748	37.6%

- (注) 1 本表は「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)の事務・事業の類型及び各独立行政法人の平成19年度における随意契約見直し計画のフォローアップに基づき、当委員会が作成した。なお、当該類型においては、法人が主たる事業として実施する。
- 2 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」における「資産債務型」とは、特定の政策目的を達成するため、土地・建物等の資産を保有する。
- 3 網掛けの法人は、1者応札率が50%を超過かつ当該法人類型の平均の1者応札率を超過している法人である。
- 4 類型重複の欄は、次のとおりの意味を表し、重複している類型を示している。
 公: 公共事業執行型、助: 助成事業等執行型、資: 資産債務型、研: 研究開発型、特: 特定事業執行型、政: 政策金融型
- 5 1者応札率とは、一般競争入札件数のうち、応札者が1者である件数の割合をいう。
- 6 法人名欄の()内は次のとおりの意味を表し、それぞれ当該法人の所管府省を示す。
 (内): 内閣府、(総): 総務省、(外): 外務省、(財): 財務省、(文): 文部科学省、(厚): 厚生労働省、(農): 農林水産省、(経): 経済産業省、(国): 国土交通省、(環): 環境省、(防): 防衛省

研究開発型



法人名	類型重複	一般競争入札件数	1者応札件数	1者応札率
1(国) 電子航法研究所		122	104	85.2%
2(国) 交通安全環境研究所		146	121	82.9%
3(総) 情報通信研究機構		566	466	82.3%
4(文) 理化学研究所		601	485	80.7%
5(文) 科学技術振興機構	助・研	425	336	79.1%
6(文) 物質・材料研究機構		271	214	79.0%
7(国) 建築研究所		50	39	78.0%
8(文) 国立科学博物館	資・研・特	43	33	76.7%
9(国) 港湾空港技術研究所		104	75	72.1%
10(国) 海上技術安全研究所		148	103	69.6%
11(文) 海洋研究開発機構		148	100	67.6%
12(厚) 労働安全衛生総合研究所		63	41	65.1%
13(文) 放射線医学総合研究所		268	172	64.2%
14(文) 防災科学技術研究所		167	107	64.1%
15(環) 国立環境研究所		107	66	61.7%
16(経) 産業技術総合研究所		476	273	57.4%
17(農) 農業環境技術研究所		46	26	56.5%
18(農) 農業生物資源研究所		146	82	56.2%
19(財) 酒類総合研究所		40	22	55.0%
20(文) 日本原子力研究開発機構		1,088	572	52.6%
21(農) 農業・食品産業技術総合研究機構		838	434	51.8%
22(文) 宇宙航空研究開発機構		290	148	51.0%
23(農) 森林総合研究所		88	44	50.0%
24(文) メディア教育開発センター		41	20	48.8%
25(厚) 医薬基盤研究所		90	43	47.8%
26(国) 土木研究所		505	241	47.7%
27(文) 国立文化財機構	資・研・特	111	44	39.6%
28(農) 国際農林水産業研究センター		47	18	38.3%
29(農) 水産総合研究センター		324	116	35.8%
30(厚) 国立健康・栄養研究所		20	7	35.0%
31(経) 経済産業研究所		3	1	33.3%
32(経) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構	助・研・特・政	154	51	33.1%
33(経) 情報処理推進機構	研・特	47	12	25.5%
34(文) 国立特別支援教育総合研究所		17	4	23.5%
35(厚) 労働政策研究・研修機構		69	14	20.3%
36(文) 国立国語研究所		8	1	12.5%
件数合計、平均1者応札率 (1者応札件数合計/一般競争入札件数合計)		7,677	4,635	60.4%

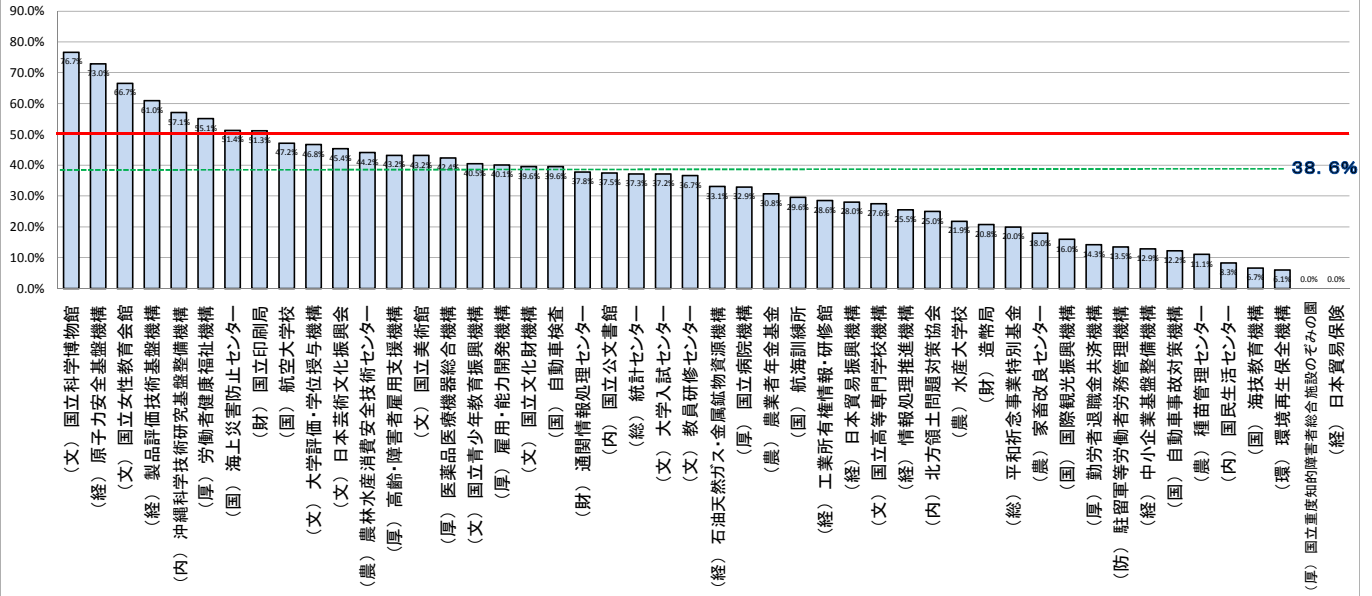
(注) 1 本表は「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)の事務・事業の類型及び各独立行政法人の平成19年度における随意契約見直し計画のフォローアップに基づき、当委員会が作成した。なお、当該類型においては、法人が主たる事業として実施する「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」における「研究開発型」とは、試験研究・技術開発等を自ら行い又は第三者に行わせて網掛けの法人は、1者応札率が50%を超過かつ当該法人類型の平均の1者応札率を超過している法人である。

2 類型重複の欄は、次のとおりの意味を表し、重複している類型を示している。
 公: 公共事業執行型、助: 助成事業等執行型、資: 資産債務型、研: 研究開発型、特: 特定事業執行型、政: 政策金融型

3 1者応札率とは、一般競争入札件数のうち、応札者が1者である件数の割合をいう。

4 法人名欄の()内は次のとおりの意味を表し、それぞれ当該法人の所管府省を示す。
 (内): 内閣府、(総): 総務省、(外): 外務省、(財): 財務省、(文): 文部科学省、(厚): 厚生労働省、(農): 農林水産省、(経): 経済産業省、(国): 国土交通省、(環): 環境省、(防): 防衛省

特定事業執行型



法人名	類型重複	一般競争入札件数	1者応札件数	1者応札率
1 (文) 国立科学博物館	資・研・特	43	33	76.7%
2 (経) 原子力安全基盤機構		385	281	73.0%
3 (文) 国立女性教育会館	資・特	18	12	66.7%
4 (経) 製品評価技術基盤機構		213	130	61.0%
5 (内) 沖縄科学技術研究基盤整備機構		70	40	57.1%
6 (厚) 労働者健康福祉機構	資・特	1,975	1,089	55.1%
7 (国) 海上災害防止センター	資・特	37	19	51.4%
8 (財) 国立印刷局		704	361	51.3%
9 (国) 航空大学校		36	17	47.2%
10 (文) 大学評価・学位授与機構		47	22	46.8%
11 (文) 日本芸術文化振興会	助・資・特	174	79	45.4%
12 (農) 農林水産消費安全技術センター		77	34	44.2%
13 (厚) 高齢・障害者雇用支援機構	助・資・特	148	64	43.2%
14 (文) 国立美術館	資・特	88	38	43.2%
15 (厚) 医薬品医療機器総合機構		59	25	42.4%
16 (文) 国立青少年教育振興機構	資・特	148	60	40.5%
17 (厚) 雇用・能力開発機構	助・資・特	1,405	563	40.1%
18 (文) 国立文化財機構	資・研・特	111	44	39.6%
19 (国) 自動車検査		96	38	39.6%
20 (財) 通関情報処理センター		37	14	37.8%
21 (内) 国立公文書館		24	9	37.5%
22 (総) 統計センター		51	19	37.3%
23 (文) 大学入試センター		43	16	37.2%
24 (文) 教員研修センター		30	11	36.7%
25 (経) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構	助・研・特・政	154	51	33.1%
26 (厚) 国立病院機構	資・特	5,712	1,881	32.9%
27 (農) 農業者年金基金		13	4	30.8%
28 (国) 航海訓練所		71	21	29.6%
29 (経) 工業所有権情報・研修館		63	18	28.6%
30 (経) 日本貿易振興機構	助・特	132	37	28.0%
31 (文) 国立高等専門学校機構	資・特	758	209	27.6%
32 (経) 情報処理推進機構	研・特	47	12	25.5%
33 (内) 北方領土問題対策協会		4	1	25.0%
34 (農) 水産大学校		32	7	21.9%
35 (財) 造幣局		288	60	20.8%
36 (総) 平和祈念事業特別基金		20	4	20.0%
37 (農) 家畜改良センター		139	25	18.0%
38 (国) 国際観光振興機構		25	4	16.0%
39 (厚) 勤労者退職金共済機構		42	6	14.3%
40 (防) 駐留軍等労働者労務管理機構		52	7	13.5%
41 (経) 中小企業基盤整備機構		263	34	12.9%
42 (国) 自動車事故対策機構	資・特	49	6	12.2%
43 (農) 種苗管理センター		36	4	11.1%
44 (内) 国民生活センター		24	2	8.3%
45 (国) 海技教育機構		15	1	6.7%
46 (環) 環境再生保全機構		66	4	6.1%
47 (厚) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	資・特	0	0	0.0%
48 (経) 日本貿易保険		4	0	0.0%
件数合計、平均1者応札率 (1者応札件数合計/一般競争入札件数合計)		14,028	5,416	38.6%

(注) 1 本表は「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)の事務・事業の類型及び各独立行政法人の平成19年度における随時見直し計画のフォローアップに基づき、当委員会が作成した。なお、当該類型においては、法人が主たる事業として実施するもののみが挙げられている。

2 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」における「特定事業執行型」とは、以下に掲げる事業を実施する法人の類型である。

- (1) 試験、教育、研修、指導監督及び養成を行っている法人
- (2) 情報発信、情報処理、啓発、展示、普及、助言、宣伝を行っている法人
- (3) 医療、福祉、検査、審査等の業務を行っている法人
- (4) 特定物品の製造・生産を行っている法人
- (5) 共済、保険、年金、福利厚生等の社会保障業務、危機対応業務及び日米地位協定に基づく駐留軍等に対する労務提供等の業務を行っている法人

3 網掛けの法人は、1者応札率が50%を超過かつ当該法人類型の平均の1者応札率を超過している法人である。

4 類型重複の欄は、次のとおりの意味を表し、重複している類型を示している。

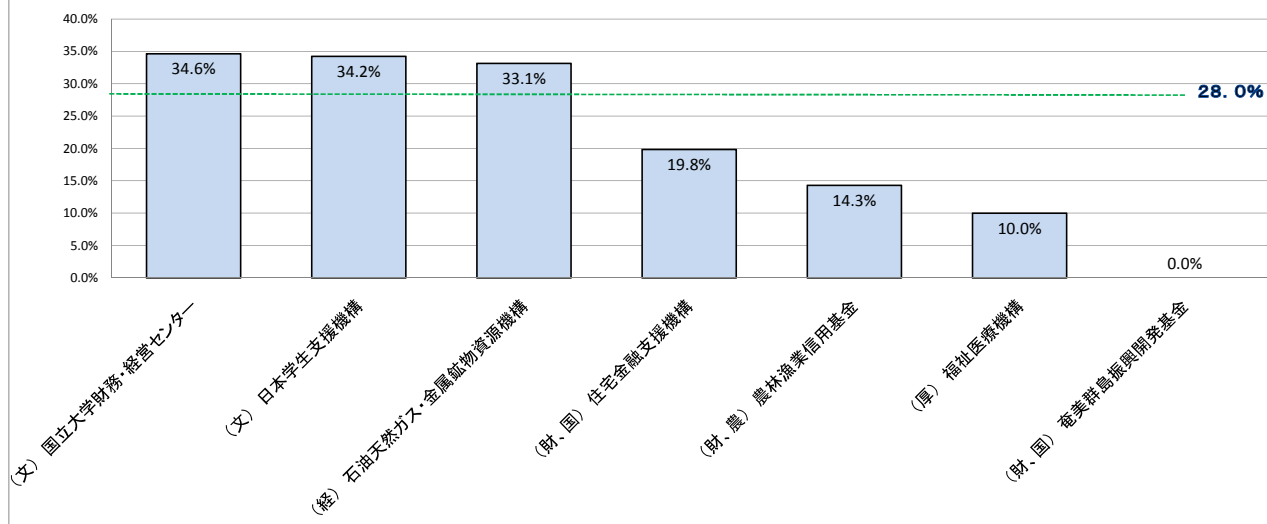
公:公共事業執行型、助:助成事業等執行型、資:資産債務型、研:研究開発型、特:特定事業執行型、政:政策金融型

5 1者応札率とは、一般競争入札件数のうち、応札者が1者である件数の割合をいう。

6 法人名欄の()内は次のとおりの意味を表し、それぞれ当該法人の所管府省を示す。

(内):内閣府、(総):総務省、(外):外務省、(財):財務省、(文):文部科学省、(厚):厚生労働省、(農):農林水産省、(経):経済産業省、(国):国土交通省、(環):環境省、(防):防衛省

政策金融型



政策金融型	法人名	類型重複	一般競争入札件数	1者応札件数	1者応札率
	1 (文) 国立大学財務・経営センター	助・政	26	9	34.6%
	2 (文) 日本学生支援機構		152	52	34.2%
	3 (経) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構	助・研・特・政	154	51	33.1%
	4 (財、国) 住宅金融支援機構	資・政	131	26	19.8%
	5 (財、農) 農林漁業信用基金		7	1	14.3%
	6 (厚) 福祉医療機構		40	4	10.0%
	7 (財、国) 奄美群島振興開発基金		0	0	0.0%
件数合計、平均1者応札率 (1者応札件数合計／一般競争入札件数合計)			510	143	28.0%

- (注) 1 本表は「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)の事務・事業の類型及び各独立行政法人の平成19年度における随意契約見直し計画のフォローアップに基づき、当委員会が作成した。なお、当該類型においては、法人が主たる事業として実施
- 2 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」における「政策金融型」とは、融資等業務(資金の貸付け、債務の保証、出資若しくは利子の補給、債権の買取・譲受)を行っている法人の類型である。
- 3 網掛けの法人は、1者応札率が50%を超過かつ当該法人類型の平均の1者応札率を超過している法人である。
- 4 類型重複の欄は、次のとおりの意味を表し、重複している類型を示している。
 公:公共事業執行型、助:助成事業等執行型、資:資産債務型、研:研究開発型、特:特定事業執行型、政:政策金融型
- 5 1者応札率とは、一般競争入札件数のうち、応札者が1者である件数の割合をいう。
- 6 法人名欄の()内は次のとおりの意味を表し、それぞれ当該法人の所管府省を示す。
 (内):内閣府、(総):総務省、(外):外務省、(財):財務省、(文):文部科学省、(厚):厚生労働省、(農):農林水産省、(経):経済産業省、(国):国土交通省、(環):環境省、(防):防衛省

平成 20 年 9 月 5 日

入札・契約の適正化に係る評価における関心事項

独立行政法人評価分科会
随意契約等評価臨時検討チーム

入札・契約の適正化に係る政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会の評価における関心事項は以下のとおりである。

同関心事項のうち、「Ⅱ 個々の契約に係る評価」については、各府省評価委員会において追加的評価を行う場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 32 条第 3 項に基づく各府省評価委員会から当委員会に対する通知については、別途、追加・補足の通知を可とする。

また、「Ⅰ 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価」については、通常の年度評価の枠組みの中で評価することが適当と考えるが、各府省評価委員会において、「Ⅱ」に係る評価に伴い追加的評価（体制の機能性の追加的評価等）が必要となる場合、更には、本関心事項に基づき入札・契約に係る事項全体について改めて評価を行う場合においても、上記と同様、別途の通知を可とする。

当委員会では、これらの評価結果（通知）を踏まえ評価することとする。

I 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価

1 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備の有無、及び規定内容を把握した上で、整備内容の適切性について評価を行っているか。

2 契約事務に係る執行体制を把握し、当該体制が契約の適正実施確保の上で適切なものとなっているかについて評価を行っているか。

内部審査体制や第三者による審査体制が整備されていない場合、法人の業務特性（専門性を有する試験・研究法人等）、契約事務量等を勘案し、これらの体制を整備する必要性について評価を行っているか。また、整備されている場合、競争性・透明性確保の観点から有効に機能しているかについて評価を行っているか。

監事による監査は、これらの体制の整備状況を踏まえた上で評価を行っているか。

3 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について把握した上で、これらの実施状況等について評価を行っているか。

また、計画どおりに進んでいない場合、その原因を把握・分析しているか。

II 個々の契約に係る評価

監事による個々の契約の合規性等に係るチェックプロセス（チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的チェック方法等）や入札監視委員会などの第三者によるチェックプロセスを把握した上で、関連公益法人との間で随意契約を締結しているもの、落札率が高いもの、応札者が1者のみであるものなどがある場合において、契約における競争性・透明性の確保の観点から、必要に応じ、評価委員会自らが監事等によるチェックプロセスのフォローを行っているか。

各府省官房長 各位

総務省行政管理局長

独立行政法人における契約の適正化について（依頼）

独立行政法人は、業務運営の自律性を確保することとされており、契約方法については、原則として各法人の自主性に委ねられているが、業務の公共性に鑑み、業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、業務運営の適正性・透明性を確保することが強く要請される。

独立行政法人の契約については、国における取組みを踏まえ、原則として一般競争入札等（企画競争・公募を含む）によることとされ、その導入、範囲拡大を図ることとされている。

今般、会計検査院は参議院に対して、「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況に関する会計検査の結果について」（国会法第 105 条の規定による参議院からの検査要請に基づく報告）を報告したところであるが、その指摘を踏まえ、各府省におかれては、貴管下の独立行政法人に対し、下記の具体的な措置を講ずるよう要請願いたい。

- ① 一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めること。また、公告期間の下限を国と同様の基準とすること。
- ② 指名競争入札限度額を国と同額の基準とすること。
- ③ 包括的随契条項又は公益法人随契条項を設定している場合、し意的な運用を排除するため、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定めること。
- ④ 予定価格の作成・省略に関する定めについて、会計規程等において明確に定めること。また、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同額の基準とすること。
- ⑤ 総合評価方式や複数年度契約に関する規定について、会計規程等において明確に定めること。
- ⑥ 総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等の整備を行うこと。

(別添)

会計検査院法報告書（平成 20 年 11 月）

「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況に関する会計検査の結果について」(抜粋)

2 所見

～ (省略)

(2) 契約制度、落札率等入札及び契約の状況

ア 独立行政法人の契約制度

- (ア) 一般競争契約における公告期間、公告の方法等や予定価格の作成に関する定めなど、契約の適正化を図る上で重要な契約手続については、会計規程等において明確に定める。
- (イ) 随意契約の基準において、包括的随契条項又は公益法人随契条項を設定している場合や、予定価格の作成の省略に関する取扱いについて、省略する理由や対象範囲が明確でない場合は、し意的な運用を排除するため、各法人の業務の特性等を踏まえて、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定める。
- (ウ) 公告期間の下限が国の基準を下回る場合や、指名競争契約限度額や予定価格の作成の省略に関する取扱いを国の金額基準を上回って設定している場合は、業務運営上真にやむを得ないものを除き見直しを行う。
- (エ) 総合評価方式、企画競争、公募、複数年契約等、契約の適正化及び透明性の向上に効果があると認められる取組については、今後更なる導入を図るとともに、実施に当たっては、要領、マニュアル等の整備を行う。

(以下省略)